

平成30年

主要施策の推進状況

石川県警察本部

目次

重点目標 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	1
総合評価	1
重点推進事項の検証	1
1 JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止及び雑踏対策の推進	1
2 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進	2
3 JR金沢駅周辺・観光地等の交通安全対策の推進	3
4 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進	3
5 訪日外国人等の急増への対応	4
重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	5
総合評価	5
重点推進事項の検証	6
1 安全安心まちづくりの推進	6
2 総合的なサイバー犯罪対策の推進	7
3 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	9
4 適正な許可等業務の推進	11
5 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進	11
6 初動警察刷新強化の取組の定着化	11
重点目標 3 人身の安全を確保するための取組と少年の非行防止・保護総合対策の推進	12
総合評価	12
重点推進事項の検証	14
1 人身安全関連事案への的確な対処	14
2 子供・女性・高齢者安全対策の推進	15
3 少年の非行防止総合対策の推進	15
4 少年の保護総合対策の推進	16
重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	17
総合評価	17
重点推進事項の検証	20
1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	20
2 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	21
3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	23
4 検挙力の強化	25
重点目標 5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現	28
総合評価	28
重点推進事項の検証	29
1 交通死亡事故等抑止対策の推進	29
2 安全で円滑な交通環境の実現	35
重点目標 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	38
総合評価	38
重点推進事項の検証	39
1 多様化する脅威への対応	39
2 緊急事態対策の推進	40
重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	42
総合評価	42
重点推進事項の検証	43
1 警察力の充実強化	43
2 県民の立場に立った警察活動の推進	45

重点目標 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進（全部門共通）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内の社会情勢については、北陸新幹線金沢開業に代表される陸・海・空の広域的な交通ネットワークの整備や、金沢マラソンを始めとする大規模イベントの定着、学術会議等各種コンベンション・会議の県内開催等により、国内外からの観光客等来県者数が大幅に増加し、交流人口が拡大している。

今後も、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて訪日外国人等の増加が見込まれる中、県民のみならず観光客等来県者が安全安心を実感できるような環境を整備していく一方、これらに紛れた犯罪組織の流入やソフトターゲットに対するテロの脅威等への対策を強力に推進していく必要がある。

県警察としては、引き続き警察活動を通じて県勢の発展を支えるため、検挙力と事態対処能力を強化しつつ、交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を予測しながら、各種治安対策を組織的・計画的に進める必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 交流人口の更なる拡大による治安への影響を予測し、組織的・計画的に各種対策を推進する。

2 成果

国内外からの観光客等来県者が大幅に増加するなど交流人口の拡大が続く中、的確な治安対策を推進した結果、平成30年中は、刑法犯認知件数が戦後最少を記録するとともに、交通事故死者数は統計データのある昭和31年以降で最少となった。

3 今後の課題

検挙力及び事態対処能力を強化しつつ、交流人口の拡大に伴うこれまでの治安対策を一層充実させるとともに、更なる交流人口の拡大が治安に与える影響を予測しながら、効果的な治安対策を組織的・計画的に推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止及び雑踏対策の推進（生活安全部）

(1) 推進状況

ア JR金沢駅周辺、観光地等を重点とした犯罪抑止対策の推進

自治体、地域住民等と連携し、「金沢駅周辺地区総合安全対策連絡会議」を開催して情報の共有を行ったほか、合同パトロール、防犯広報キャンペーン等を実施した。

イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

平成30年中の風俗・保安事犯の検挙件数は92件と、前年より1件（1.1%）増加した。このうち、前年より検挙件数が増加したのは、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）、売春防止法違反、わいせつ物頒布等であった。

【風俗・保安事犯の検挙状況の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
風営法 ^(注1) (件)	9	16	7	16	15	20	17	15	8	3	-5	-62.5
入管法(助長罪等)(件)	25	21	2	5	14	2	8	12	3	7	4	133.3
売春防止法(件)	2	2	3	5	3	2	3	8	1	3	2	200.0
わいせつ物頒布等(件)	2	1	6	4	4	10	2	7	7	8	1	14.3
その他 ^(注2) (件)	10	15	17	28	20	40	44	52	72	71	-1	-1.4
計	48	55	35	58	64	74	74	94	91	92	1	1.1

注1：風営法とは、風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律をいう。

注2：その他とは、銃砲刀剣類所持等取締法等をいう。

平成30年中の検挙事例

- 金沢市片町地内における売春防止法違反（周旋、場所提供業）事件（7月検挙：金沢中警察署）
飲食店を経営する女（76）は、店舗において売春を斡旋したほか、店舗賃借人の女（48）と共謀し、売春を行う場所を提供した。
- インターネット利用のわいせつ電磁的記録記録媒体頒布事件（10月検挙：白山警察署）
メディア販売業の男（29）ら4人は、大阪市内に拠点を設け、ウェブサイトを通じて注文客にわいせつDVDを販売した。

ウ JR金沢駅、観光地等における雑踏対策の推進

JR金沢駅、観光地等において開催されるイベントの主催者等との連携を強化し、雑踏対策について積極的に助言するなど、雑踏事故等の未然防止対策を推進した。

(2) 今後の課題

ア 繁華街、観光地等を重点対象とした犯罪抑止対策及び雑踏対策の推進

犯罪の発生状況を的確に分析した上で、自治体、地域住民等と連携した効果的な犯罪抑止対策を推進するほか、観光施設、イベント主催者等と連携した雑踏対策を推進する必要がある。

イ 悪質な風俗営業等に対する厳正な取締り等の推進

繁華街における風俗環境浄化対策を一層強化するため、悪質な客引き及び違法風俗営業に対する取締り、関係機関・団体等との合同パトロール、意見交換等の連携を継続的に推進する必要がある。

2 犯罪情勢の変化に応じた検挙活動の推進（刑事部）

(1) 推進状況

ア 交通ネットワークを利用する犯罪の徹底検挙

交通ネットワークを利用する犯罪を始めとした各種犯罪の発生時に捜査員を効果的に投入し、的確な初動捜査を展開するなどした結果、平成30年中の刑法犯の検挙率は45.4%と、前年より0.7ポイント上昇し、全国平均の37.9%を7.5ポイント上回った。

イ 各種訓練等による検挙力及び事態対処能力の強化

特殊詐欺を始めとする各種犯罪に的確に対応するため、社会情勢に応じて悪質・巧妙化する手口等を分析し、これに応じた各種対応訓練を実施するなど、検挙力及び事態対処能力の強化を図った。

(2) 今後の課題

刻一刻と変化する犯罪情勢に的確に対応するため、引き続き社会情勢の変化が治安に与える影響を的確に分析し、これに応じた各種訓練を計画的に実施するとともに、

新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進、犯罪現場等における客観証拠の確実な収集、科学技術の効果的な活用、捜査支援分析の強化等により、検挙力及び事態対処能力を一層強化する必要がある。

3 JR金沢駅周辺・観光地等の交通安全対策の推進（交通部）

(1) 推進状況

ア JR金沢駅・観光地周辺を重点とした交通安全対策の推進

JR金沢駅及び観光地周辺において違法駐車取締り及び信号周期の見直しを行うほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通安全施設等の整備を進めるとともに、パークアンドライド、広報看板の設置等の渋滞緩和対策を推進した。

イ のと里山海道・能越自動車道の交通安全対策の推進

道路管理者、関係機関・団体等で構成する「のと里山海道交通安全対策協議会」を開催し、交通事故防止及び渋滞緩和に向けた対策を図るほか、安全運転啓発キャンペーン等の広報啓発活動を実施した。

また、管轄警察署、交通機動隊等が連携して交通指導取締り及び警戒活動を行うなど、各種交通安全対策を推進した。

(2) 今後の課題

ア 観光客の増加、大規模イベントの開催等に伴う混雑の緩和に向け、JR金沢駅等の関係機関、施設管理者、イベント主催者等との連携を強化して交通情勢の変化を的確に予測し、実地踏査等を踏まえた先行対策を推進する必要がある。

イ 県民はもとより、国内外からの観光客等が安全安心を実感できるよう、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通情勢の変化に応じた各種交通安全対策を推進する必要がある。

4 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進（警備部）

(1) 推進状況

ア 関係機関と連携した水際対策の徹底

小松空港、能登空港、金沢港及び七尾港において、関係機関・団体等と各種会議を開催するなどして情報共有を図るとともに、不法侵入事案、テロリストの密入国等を想定した実戦的な訓練を実施し、水際対策の徹底を図った。

イ ソフトターゲットに対する警戒強化

「金沢マラソン」、「金沢百万石まつり」等を始めとする不特定多数の者が集まる行事、施設等のソフトターゲットに対し、制服警察官及びパトカーによる「見せる警戒」を実施し、テロの未然防止に向けた警戒を強化した。

また、行事等を開催する主催者と連携し、バリケード、警察車両等を配置した車両突入阻止対策を実施するなど、参加者等の安全及び行事の円滑な進行を確保した。



【「金沢マラソン」における警戒状況】

(2) 今後の課題

交流人口の更なる拡大に伴い、国際犯罪組織関係者の流入も懸念されることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も見据え、引き続き関係機関・団体等と緊密に連携し、テロ等重大事案の未然防止を図る必要がある。

5 訪日外国人等の急増への対応（警務部）

(1) 推進状況

ア 外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組の推進

日本語を解さない外国人からの通報及び各種届出に迅速に対応するため、外国人が来訪することが多い交番に外国語が可能な警察官を配置するとともに、外国人からの通報を想定した現場対応訓練、外国人対応研修会の開催等を実施するなどの取組を推進した。

イ 我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保

外国語を併記した遺失・拾得手続関係書類の活用、大規模イベントに伴う雑踏警備における通訳官及び外国語が可能な職員の現場配置、警察施設及び車両への「POLICE」の表示、一部の道路標識への外国語表記等、行政サービスの向上を図った。

ウ 通訳人材の確保及び能力向上等の基盤整備の推進

金沢市内3警察署及び白山警察署において、語学の素養のある警察官で構成された通訳チームを継続的に活用した。

また、適任者に国際警察センターの研修を受けさせるほか、部内外の通訳人に対して各種語学研修等を開催し、基盤整備を推進した。

(2) 今後の課題

本年は、皇位の継承に伴う式典、「ラグビーワールドカップ2019日本大会」等、国際的に注目される行事が行われることに伴い、訪日外国人が増加することが想定されるところ、当県においても、交流人口の更なる拡大が予想されることから、県民はもとより、国内外からの観光客等が安全安心を実感できる環境を整備しつつ、国際犯罪組織関係者の流入、ソフトターゲットに対するテロの脅威等への対策を一層強力に推進する必要がある。

重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進（生活安全部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が戦後最少を記録し、ピーク時の3分の1以下となったほか、特殊詐欺の被害も件数、被害額ともに前年より減少し、特に被害額は半減するなど、これまでの治安対策の成果がみられるところである。

しかしながら、特殊詐欺の被害は依然高齢者を中心に発生しており、また、子供や女性が被害者となる殺人等の凶悪事件も発生している。

さらに、サイバー空間には新たな脅威が次々と出現していることに加え、悪質商法等県民の生活を脅かす事案もみられるなど、県民の不安を払拭するには至っていない状況である。

このような現下の治安情勢に対処するためには、初動警察活動における事態対処能力を強化し、迅速・的確な検挙活動を図るとともに、地域の犯罪情勢や要望を的確に把握・分析し、地域の実態に即した街頭活動ときめ細かな情報発信・広報啓発活動を行うことが必要である。

加えて、自治体、関係機関・団体及び地域住民と連携協働し、防犯カメラの設置を促進するほか、防犯ボランティア活動の活性・定着化を図るなど、地域社会と一体となった犯罪抑止対策を推進することにより、「犯罪の起きにくい社会づくり」を実現する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 各地域における多発犯罪、住民に不安を与える犯罪及び悪質性の高い犯罪に重点を置いた犯罪抑止対策を推進するとともに、地域の規範意識と防犯意識の向上を図る。
- 自治体、関係機関・団体及び地域住民と連携協働するとともに、防犯ボランティアの活性化を図るなど、地域社会一体となった犯罪抑止対策を推進する。

2 成果

(1) 刑法犯認知件数

平成30年中の刑法犯認知件数は4,722件と、前年より671件（12.4%）減少した。刑法犯の認知件数の減少は、窃盗犯の認知件数が大きな要因となっており、窃盗犯の認知件数は3,563件と、前年より525件（12.8%）減少した。窃盗犯の中では、特に住宅対象侵入窃盗が111件（30.6%）、自転車盗が114件（8.8%）減少した。

また、特殊詐欺被害は、認知件数が61件、被害額が約1億6,800万円と、それぞれ前年より44件（41.9%）、約1,000万円（5.5%）減少した。

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分	年別	平15	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
													件・人	率(%)
認知件数(件)		17,700	8,812	8,293	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	6,202	5,393	4,722	-671	-12.4
検挙件数(件)		6,667	3,066	2,905	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	2,684	2,409	2,146	-263	-10.9
検挙人員(人)		2,994	2,163	2,051	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	1,687	1,472	1,380	-92	-6.3
うち少年(人)		1,126	594	571	546	451	332	274	242	257	140	126	-14	-10.0
検挙率(%)		37.5	34.8	35.0	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	43.3	44.7	45.4	0.7ポイント	

【窃盗犯認知件数の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
窃盗総数(件)	7,280	7,100	6,816	6,019	5,850	5,875	5,880	4,669	4,088	3,563	-525	-12.8
住宅対象侵入窃盗	532	564	506	396	488	476	484	399	363	252	-111	-30.6
車上ねらい	1,138	947	1,065	866	600	609	747	443	344	290	-54	-15.7
自転車盗	2,110	2,081	1,992	1,811	1,724	1,544	1,636	1,343	1,289	1,175	-114	-8.8
万引き	978	1,135	1,029	756	762	768	864	822	698	633	-65	-9.3
上記4手口以外	2,522	2,373	2,224	2,190	2,276	2,478	2,149	1,662	1,394	1,213	-181	-13.0

【特殊詐欺認知件数及び被害額の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件・額	率(%)
認知件数(件)	50	35	47	62	75	95	150	142	105	61	-44	-41.9
被害額(万円)	4,526	3,126	17,931	23,707	31,759	39,332	49,218	37,756	17,788	16,812	-976	-5.5

(2) 特殊詐欺被害の阻止状況

平成30年中の特殊詐欺被害の阻止率^(注)は70.2%と、前年より7.2ポイント上昇し、統計を開始した平成21年以降、最高を記録した。

(注) 阻止率(%) = 阻止件数 ÷ (認知件数(既遂) + 阻止件数) × 100

【特殊詐欺被害の阻止状況の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
認知件数(既遂)	42	33	47	57	72	90	139	125	91	51	-40	-44.0
阻止件数	10	15	35	46	50	74	161	192	155	120	-35	-22.6
阻止率(%)	19.2	31.3	42.7	44.7	41.0	45.1	53.7	60.6	63.0	70.2	7.2ポイント	

3 今後の課題

- 窃盗被害に占める無施錠の割合(住宅侵入窃盗71.4%、乗り物盗74.1%)が全国平均(住宅侵入窃盗48.2%、乗り物盗56.5%)と比べて高いことから、鍵掛けに関する広報啓発活動を推進し、防犯意識の向上を図る必要がある。
- 特殊詐欺の犯行手口は絶えず変化することから、あらゆる機会を活用した広報啓発活動を推進し、県民の防犯意識を高める必要がある。また、金融機関等と連携し、高額出金時における声掛け、警察への通報等を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 安全安心まちづくりの推進

(1) 推進状況

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を詳細に分析し、分析の結果に基づく警察官の立ち寄り・巡回を実施したほか、防犯広報、店舗及び駐輪場の管理者に対する防犯指導等の各種犯罪抑止対策を推進した。

イ 防犯ボランティア活動の支援対策の推進

自治体及び関係団体と連携し、防犯ボランティア養成講座、有識者による講演等を通じて、防犯ボランティアの防犯知識の向上に努めた。また、自治体及び関係団体との情報交換等により、防犯ボランティア活動の支援を行った。

ウ 社会の規範意識・防犯意識の向上

地域における防犯講習会及び防犯広報活動を推進し、社会の規範意識・防犯意識の向上を図った。

エ 特殊詐欺予防対策の推進

(ア) 特殊詐欺等の迷惑電話防止対策として通話録音警告機^(注) 150台を配備し、県内に居住する高齢者等に貸し出した。

(注) 通話録音警告機とは、既存の固定電話に接続することで、電話を掛けてきた相手に自動で警告アナウンスを流して通話内容を録音する機能を有する機器をいう。

(イ) 石川県警察特殊詐欺被害防止コールセンターの設置・運用、路線バスの車内アナウンス及びラジオCMによる広報啓発等を行ったほか、警察職員がラジオ番組に出演して県民に被害防止を呼び掛けるなど、防犯意識の向上を図った。

(ウ) 県内で特殊詐欺とみられる予兆電話が確認された場合、金融機関に一斉に注意喚起のFAXを送信する取組を開始した。

(2) 今後の課題

ア 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策の推進

引き続き、地域の犯罪情勢を詳細に分析し、多発犯罪、住民が不安に感じる犯罪等に効果的な犯罪抑止対策を推進する必要がある。

イ 特殊詐欺予防対策の推進

あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行い、県民の特殊詐欺に対する防犯意識を高めるとともに、金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策を一層強力に推進する必要がある。

ウ 防犯ボランティア活動の支援対策の推進

自治体及び関係団体と連携した研修会等の開催、犯罪情報の提供等により、防犯意識の向上を図る必要がある。

2 総合的なサイバー犯罪対策の推進

(1) 推進状況

ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上

全警察職員を対象としたサイバー犯罪捜査検定及び民間企業の知見を取り入れた研修を実施したほか、警察本部各部及び全警察署が参加したサイバーセキュリティコンテストを初めて開催し、対処能力の向上を図った。

イ サイバー犯罪の被害防止に向けた官民一体となった取組の推進

IT企業、大学教授等で構成する石川県コンピュータネットワークセキュリティ協議会においてサイバー犯罪に関する情報共有を行うほか、年間を通じたサイバーセキュリティ・カレッジ^(注)を開催するなど、被害に遭わないための広報啓発を積極的に推進した。

(注) サイバーセキュリティ・カレッジとは、サイバーセキュリティ意識の向上を図るため、警察担当者が、小・中・高校生、大学生、専門学校生、保護者、教職員等を対象に実施しているインターネットの危険性や情報セキュリティ対策等についての講演をいう。

ウ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対する取締り及び被害防止対策の推進

県警ウェブサイト等において、被害防止のための広報、セキュリティ機能強化のための注意喚起を行うなどしたところ、平成30年中の不正送金事犯の被害件数は1件と、前年より3件(75.0%)減少し、被害額は約11万円と、前年より2,673万円(99.6%)減少した。

エ インターネット上の違法情報・有害情報排除総合対策の推進

インターネット・ホットラインセンター^(注)から通報された違法情報を端緒として事件を検挙したほか、違法情報・有害情報が掲載されているサイトの管理者等に対する削除依頼を実施した。

(注) インターネット・ホットラインセンターとは、一般のインターネット利用者からの違法情報・

有害情報に関する通報を受理して警察へ通報するとともに、サイト管理者へ削除依頼を行う団体をいう。

オ コミュニティサイト等に起因する児童の犯罪被害の防止及び取締りの推進

コミュニティサイト等に起因する福祉犯^(注)を検挙して被害児童の早期保護を図ったほか、関係機関と連携した児童及び保護者に対する広報啓発活動を推進した。

(注) 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

カ サイバー犯罪に的確に対応できる体制等の整備と部門間連携の強化

サイバー犯罪及びサイバー攻撃に迅速的確に対応するため、石川県警察サイバーセキュリティ対策委員会等の部門横断的な会議を定期的開催し、各部門間の連携強化を図った。

【サイバー犯罪の検挙状況の推移】

区分	年別											増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)	
不正アクセス禁止法 ^(注1) (件)	4	1	1	2	2	1	2	2	4	1	-3	-75.0	
電磁的記録対象犯罪 ^(注2) (件)	1	0	3	7	1	1	0	2	2	14	12	600.0	
ネットワーク利用犯罪 ^(注3) (件)	35	40	37	34	82	69	64	60	74	81	7	9.5	
計 (件)	40	41	41	43	85	71	66	64	80	96	16	20.0	

注1：不正アクセス禁止法とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律をいう。同法では、不正アクセス行為（利用制限された電子計算機にネットワーク通じて他人のID・パスワードを入力して利用可能な状態にする行為）等が禁止されている。

注2：電磁的記録対象犯罪とは、刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした電子計算機使用詐欺や不正指令電磁的記録に関する罪（いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪）をいう。

注3：ネットワーク利用犯罪とは、犯罪の構成要件に該当する行為について、コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪をいう。

平成30年中の検挙事例

- アダルト動画サイトを利用した詐欺・不正指令電磁的記録供用事件（7月検挙：石川県警察等6県合同捜査本部）
会社員の男（40）等11名は、アダルト動画サイトを開設し、閲覧者に請求画面が繰り返し表示されるウイルスファイルをダウンロードさせてサイト利用料金を支払う義務があると誤信させ、現金を振り込ませた。
- 知人女性になりすまして資料請求を繰り返した私電磁的記録不正作出・同供用事件（11月検挙：金沢中警察署）
会社員の男（32）は、知人女性になりすまし、繰り返し通信販売業者等複数の会社のウェブサイトに資料請求し、同女性方へ資料を送付させた。

(2) 今後の課題

ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上

より高度かつ最新の情報通信技術を有する人材を育成し、サイバー犯罪に的確に対処するための各種教養等を推進する必要がある。

イ サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策の推進

被害防止の観点から民間事業者及び学術機関と連携し、情報共有及び広報啓発による社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上を図るとともに、迅速で効率的・効果的な捜査を推進する必要がある。

ウ インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進

違法情報に対する積極的な取締り及び違法情報・有害情報が掲載されたサイトの管理者に対する削除依頼を一層推進する必要がある。

3 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

(1) 推進状況

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の迅速な事件化

平成30年中の悪質商法事犯^(注)の検挙件数は5件と、前年より2件(71.4%)減少した。

(注) 悪質商法事犯とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」という。)違反のうち預り金の禁止に係る違反、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)違反及び特定商取引に関連した詐欺・恐喝等の事犯をいう。

イ 広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進

平成30年中は、ヤミ金融事犯^(注)の検挙に至らなかったものの、ヤミ金融事犯に関する相談で把握したヤミ金融業者に対し、13件の電話警告を実施した。

(注) ヤミ金融事犯とは、出資法違反(高金利等)、貸金業法違反、貸金業に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯及び貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律違反並びに携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反に係る事犯をいう。

ウ 営業秘密侵害事犯の取締りの推進

平成30年中は、不正競争防止法の営業秘密侵害罪を県内で初めて適用し、営業秘密侵害事犯^(注)2件を検挙した。また、部内外で開催される各種講習会等において、被害の早期届出の必要性等について周知を図った。

(注) 営業秘密侵害事犯とは、秘密として管理される企業情報(技術情報、顧客名簿等)を侵害する事犯をいう。

エ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、保健衛生事犯、偽ブランド事犯等の取締りの推進

平成30年中の環境事犯^(注1)、保健衛生事犯^(注2)、偽ブランド事犯^(注3)その他特別法犯の検挙件数は104件と、前年より8件(7.1%)減少した。検挙人員は115人と、前年より4人(3.4%)減少した。

(注1) 環境事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反、動物の愛護及び管理に関する法律違反等に係る事犯をいう。

(注2) 保健衛生事犯とは、薬事関係事犯、医事関係事犯、美容師法違反の公衆衛生関係等に係る事犯をいう。

(注3) 偽ブランド事犯とは、商標法違反、著作権法違反、不正競争防止法違反等に係る事犯をいう。

【環境事犯その他特別法犯の検挙状況の推移】

区分	年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
		件数	人員										
環境事犯	件数	121	80	93	71	64	74	71	85	73	85	12	16.4
	人員	148	89	101	7	69	78	79	88	84	92	8	9.5
保健衛生事犯	件数	0	0	7	4	4	4	3	6	10	4	-6	-60.0
	人員	0	0	8	5	4	3	3	6	6	9	3	50.0
偽ブランド事犯	件数	3	2	15	36	19	11	8	10	8	5	-3	-37.5
	人員	2	2	1	8	5	8	5	3	5	4	-1	-20.0
その他事犯 ^(注)	件数	21	12	11	9	10	15	11	16	24	10	-14	-58.3
	人員	18	13	8	9	9	13	14	14	24	10	-14	-58.3
計	件数	145	94	126	120	97	104	93	117	112	104	-8	-7.1
	人員	168	104	118	109	87	102	101	111	119	115	-4	-3.4

注：その他事犯とは、税理士法違反、宅地建物取引業法違反、航空法違反等の特別法犯をいう。

オ 被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の一層の推進

ヤミ金融事犯等で犯罪に利用された口座番号及び携帯電話番号を把握した場合は、金融機関に対して口座凍結を依頼するとともに、携帯電話事業者に対して契約者の確認要求を行っている。

平成30年中の口座凍結依頼件数は49件と、前年より102件（67.5%）減少し、携帯電話の契約者確認要求件数は9件と、前年より6件（40.0%）減少した。

【口座凍結依頼件数及び携帯電話の契約者確認要求件数の推移】

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
		件数	率(%)							
口座凍結依頼件数		257	233	163	188	128	151	49	-102	-67.5
契約者確認要求件数		100	63	44	26	22	15	9	-6	-40.0

注：口座凍結依頼件数及び契約者確認要求件数は、平成24年から統計を開始した。

平成30年中の検挙事例

- 床下換気扇設置工事に関する特定商取引法違反（虚偽書面の交付）及び電気工事士法違反（無資格）事件（3月検挙：白山警察署）
家屋の修繕事業を行う男（43）は、高齢女性と床下換気扇設置工事等の工事請負契約を行うに当たり、虚偽の記載のある書面を交付したほか、都道府県知事から電気工事に必要な免状の交付を受けずに電気工事の作業に従事した。
- 医療機器販売会社元社員による不正競争防止法違反（営業秘密侵害）事件（12月検挙：金沢東・金沢西警察署）
医療機器販売会社に勤務していた男（27）ら2人は、同業他社に転職する際、顧客等に関する情報（営業秘密）を持ち出したもの。

(2) 今後の課題

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯及びヤミ金融事犯対策の推進

悪質商法事犯及びヤミ金融事犯の早期検挙によって被害の拡大防止を図るとともに、関係機関・団体等と連携した被害拡大防止措置を積極的に推進する必要がある。

イ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、知的財産侵害事犯等の取締りの推進

環境事犯、保健衛生事犯、偽ブランド事犯等については、関係機関・団体等と情報交換に努め、悪質な事犯の取締りを積極的に推進する必要がある。

4 適正な許可等業務の推進

(1) 推進状況

ア 厳正な許可等事務の管理及び運用の推進

古物営業法等関係法令の改正に伴い、古物営業者に対し、改正内容の周知、指導等を実施し、適正な営業の徹底を図った。

イ 業務の合理化・効率化の推進

警察本部と警察署が連携して銃砲検査を実施するなど専門性の高い業務の合理化・効率化を図った。

(2) 今後の課題

制度の改正に的確に対応する必要がある。

5 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進

(1) 推進状況

ア 職務質問を始めとする積極的な街頭活動等の推進

犯罪多発時間帯・地域に重点を置いたパトロール及び各種警戒活動を推進するなど街頭活動を強化するとともに、交番相談員を全交番に配置して住民からの各種相談対応に当たるなど、交番の機能強化を図った。

イ 地域警察官の現場執行力の向上

地域警察官の事態対処能力の向上を目的とした研修・訓練を実施したほか、職務質問技能指導官^(注)等が中心となって交番等に勤務する地域警察官に対して実践的な教養を行うなど現場執行力の向上を図った。

(注) 職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を後世代に伝承するため、警察本部長が指定した警察官をいう。

ウ 地域に密着した活動の推進

巡回連絡及び交番・駐在所連絡協議会を通じた犯罪被害・交通事故の防止に関する広報啓発及び地域の実態把握に努めたほか、防犯ボランティア等との合同パトロールを実施するなど地域と連携した取組を推進した。

(2) 今後の課題

犯罪の抑止及び検挙に向けたきめ細かなパトロールの推進、地域警察官の現場執行力の向上、若手警察官の早期戦力化のための職務質問技能強化等の取組を推進するとともに、巡回連絡等の地域に密着した警察活動を更に推進する必要がある。

6 初動警察刷新強化の取組の定着化

(1) 推進状況

ア 通信指令機能の強化

捜査部門経験者の配置等により通信指令体制の強化を図った。

イ 通信指令を担う人材の育成強化

通信指令無線通話技能競技会、通信指令専科、各種研修を開催するとともに、通信指令技能指導員等による実践的な指導教養を実施し、人材の育成強化を図った。

ウ 初動警察における事態対処能力の強化

重大事案等を想定した緊急配備訓練、逃走車両停止訓練等を実施し、初動警察活動における事態対処能力の強化を図った。

(2) 今後の課題

通信指令システムの更新整備、通信指令を担う人材の育成、通信指令体制の充実強化、実践的訓練の推進等により事態対処能力を向上させ、初動警察における緊急事態等への万全な対処を図る必要がある。

重点目標3 人身の安全を確保するための取組と少年の非行防止・保護総合対策の推進（生活安全部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

ストーカー・DV事案を始めとする人身安全関連事案は、事態が急展開して、殺人事件等の重大事件へ発展することが懸念されることから、引き続き、事案の認知の段階から、迅速・的確な組織的対処による被害者等の安全確保を最優先とした措置を徹底する必要がある。

また、子供や女性に危害が加えられる事件は、ひとたび発生すれば、被害者等のみならず、地域社会に大きな衝撃を与えることから、声掛け事案等犯罪の前兆とみられる段階から行為者を早期に特定し、検挙や指導・警告を行うほか、自治体、関係機関・団体等と連携した警戒強化や防犯意識向上のための取組の浸透と定着化を推進する必要がある。

一方、県内の少年非行情勢は、刑法犯少年の検挙人員が減少傾向にあるものの、少年による強盗事件が発生しているほか、非行少年の低年齢化傾向が見受けられることから、積極的な事件捜査や街頭補導活動の強化に加え、関係機関や地域社会と連携して少年の規範意識の醸成や立ち直り支援を図るなど、総合的な少年の非行防止対策を推進する必要がある。

また、児童虐待事案の認知件数や児童相談所への通告件数は年々増加しているほか、インターネット利用に起因する福祉犯事件も後を絶たないことから、関係機関と緊密に連携して児童の安全確保に努めるとともに、福祉犯被害防止に向けた取締りの強化や広報啓発による有害環境の浄化に努めるなど、総合的な少年の保護対策を推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 人身の安全を早急に確保する必要がある事案について、被害者等の安全確保を最優先に、組織一体となって対処するとともに、関係機関等と連携して諸対策を推進する。
- 少年による犯罪行為や不良行為の更なる減少を目指し、少年非行防止対策を強化する。また、児童虐待への迅速的確な対応により児童の安全を確保するとともに、福祉犯取締りの強化や有害環境の浄化対策等により少年の保護対策を推進する。

2 成果

(1) ストーカー事案の認知・検挙状況

平成30年中のストーカー事案の認知件数は168件と、前年より20件(10.6%)減少した。検挙件数は29件と、前年より6件(26.1%)増加した。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく文書警告・禁止命令を19人に対して実施した。

【ストーカー事案の認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
											件数	率(%)
認知件数	179	145	120	212	223	276	261	186	188	168	-20	-10.6
検挙件数	10	11	10	21	24	31	24	26	23	29	6	26.1

(2) 配偶者からの暴力事案の認知・検挙状況

平成30年中の配偶者からの暴力事案の認知件数は396件と、前年より20件(5.3%)増加した。検挙件数は65件と、前年より6件(10.2%)増加した。

【配偶者からの暴力事案の認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
											件数	率(%)
認知件数	253	281	246	346	365	393	407	404	376	396	20	5.3
検挙件数	25	28	23	42	45	47	76	91	59	65	6	10.2

(3) 児童虐待事案の認知状況

平成30年中の児童虐待^(注)事案の認知件数は305件と、前年より60件(24.5%)増加した。児童相談所に通告した児童数は470人と、前年より85人(22.1%)増加した。

(注) 児童虐待とは、保護者が監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト又は心理的虐待を加えるものをいう。

【児童虐待事案の認知状況の推移】

年別 区分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
											件・人	率(%)
認知件数(件)	34	49	75	93	127	159	179	194	245	305	60	24.5
通告児童数(人)	32	78	94	163	206	248	306	331	385	470	85	22.1

(4) 高齢者虐待事案の認知・検挙状況

平成30年中の高齢者虐待^(注)事案の認知件数は112件と、前年より12件(12.0%)増加した。検挙件数は5件と、前年より3件(150.0%)増加した。

(注) 高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する暴力、心理的外傷を与える言動等をいう。

【高齢者虐待事案の認知・検挙状況の推移】

年別 区分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
											件数	率(%)
認知件数	40	62	49	49	65	51	83	88	100	112	12	12.0
検挙件数	3	7	7	2	4	1	4	2	2	5	3	150.0

(5) 刑法犯少年の検挙状況

平成30年中の刑法犯少年^(注1)の検挙補導人員は164人と、前年より63人(27.8%)減少した。犯罪少年^(注2)の検挙人員は126人と、前年より14人(10.0%)減少した。

(注1) 刑法犯少年とは、刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年^(注3)をいう。ただし、道路上の交通事故に係る同法第211条の罪を除く。

(注2) 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

(注3) 触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

年別 区分	平14	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
												人数	率(%)
刑法犯少年	1,416	749	709	680	569	462	377	342	359	227	164	-63	-27.8
うち犯罪少年	1,258	594	571	546	451	332	274	242	257	140	126	-14	-10.0

(6) 福祉犯の検挙状況

平成30年中の福祉犯の検挙件数は73件と、前年より13件(15.1%)減少した。検挙人員は68人と、前年より8人(10.5%)減少した。

【福祉犯の検挙状況の推移】

区 分	年 別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増 減	
		件数	人員										
検挙総数	件数	64	69	77	60	90	90	74	93	86	73	-13	-15.1
	人員	59	67	66	57	76	78	66	77	76	68	-8	-10.5
児童福祉法	件数	5	11	3	2	10	3	1	2	1	1	0	-
	人員	6	11	3	2	7	3	2	2	1	1	0	-
風営法	件数	5	9	3	5	2	4	2	1	2	0	-2	-100.0
	人員	5	11	4	6	2	5	1	1	2	0	-2	-100.0
児童買春・児童ポルノ禁止法 ^(注1)	件数	14	20	26	18	28	34	30	29	31	32	1	3.2
	人員	7	18	10	15	19	26	21	21	25	26	1	4.0
青少年保護育成条例	件数	31	26	45	35	48	48	39	57	50	39	-11	-22.0
	人員	29	25	49	34	46	43	39	50	46	39	-7	-15.2
その他 ^(注2)	件数	9	3	0	0	2	1	2	4	2	1	-1	-50.0
	人員	12	2	0	0	2	1	3	3	2	2	0	-

注1：児童買春・児童ポルノ禁止法とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律をいう。

注2：その他とは、労働基準法、未成年者飲酒禁止法、未成年者喫煙禁止法等をいう。

平成30年中の検挙事例

- 出会い系アプリを使用した児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）及び売春防止法違反（周旋）事件（6月検挙：金沢東警察署）
建設作業員の少年（17）は、出会い系アプリを使用して遊客を募り、18歳未満の少女に売春行為をさせた。
- SNSに起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）事件（8月検挙：輪島警察署）
農業の男（22）は、SNSを通じて知り合った複数の18歳未満の少女に自撮り画像を送信させた。

3 今後の課題

- (1) 人身安全関連事案を認知した際には、適切な被害者保護を推進する必要がある。
- (2) 少年の再非行を防止するため、規範意識の醸成等非行防止対策を推進する必要がある。
- (3) 少年を福祉犯被害から守るため、福祉犯の取締りと有害環境浄化対策を推進する必要がある。

重 点 推 進 事 項 の 検 証

1 人身安全関連事案への的確な対応

(1) 推進状況

ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の徹底

人身安全関連事案に対しては、警察本部と警察署が24時間体制で情報を共有し、生活安全部門、刑事部門等が連携して組織的に対応したほか、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の関係機関と連携し、被害者の保護を推進した。

イ 人身安全関連事案に対する迅速・的確な対応

被害者等からの相談に基づいて事案の危険性・切迫性を見極め、迅速的確な被害者の保護を推進した。

(2) 今後の課題

人身安全関連事案には、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるという

特性があることから、対処能力を更に向上させるとともに、関係機関との連携を一層強化する必要がある。

2 子供・女性・高齢者安全対策の推進

(1) 推進状況

ア 積極的な先制・予防的活動の推進

平成30年中の子供^(注1)への声掛け事案等^(注2)の行為者に対する指導・警告件数は43件と、前年より19件(30.6%)減少した。女性^(注3)への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数は51件と、前年より61件(54.5%)減少した。

(注1) 子供とは、中学生以下の男女をいう。

(注2) 声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為等をいう。

(注3) 女性には、中学生以下を含まない。

【子供・女性への声掛け事案等の行為者に対する指導・警告件数の推移】

区分	年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
												件数	率(%)
子供(件)		30	41	47	64	71	61	72	48	62	43	-19	-30.6
女性(件)		11	23	61	103	90	105	131	107	112	51	-61	-54.5

イ 子供・女性の安全を確保するための諸対策の推進

(ア) 小学校における不審者侵入訓練、女性が多い大学や企業における防犯講習の開催等により子供や女性の防犯意識の向上を図った。

(イ) 声掛け事案等を認知した際は、発生状況等の情報を収集・分析し、同種犯罪の検挙及び被害防止活動を推進した。

ウ 高齢者を始めとする認知症等に係る行方不明者発見活動及び保護業務の推進

自治体等との連絡会議を開催し、認知症高齢者を始めとする行方不明者の早期発見・保護のための連携を図った。

(2) 今後の課題

ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛け事案等から重大事件への発展を未然防止するため、積極的な先制・予防的活動を推進する必要がある。

イ 通学路等の安全対策の推進

通学路等における子供の安全を確保するため、関係機関・団体、地域住民等と連携し、「登下校防犯プラン」で示された各種取組を推進する必要がある。

ウ 高齢者を始めとする行方不明者発見活動の推進

認知症高齢者の行方不明届受理件数が増加していることから、自治体等と連携し、警察職員の認知症の特性に関する理解に関する講習の開催や行方不明者捜索活動によって、認知症に係る行方不明者の早期発見・保護を推進する必要がある。

3 少年の非行防止総合対策の推進

(1) 推進状況

ア 集団的不良交友関係を視野に入れた少年事件捜査の推進

関係機関等と連携して集団的不良交友関係に関する情報を積極的に収集・活用したほか、少年の特性に配慮しつつ、迅速・適正な少年事件の捜査・調査を推進した。

イ 「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

街頭補導活動及び広報啓発活動を行うとともに、大学生ボランティア、少年警察ボランティア及び地域住民と連携し、立ち直り支援活動を推進した。

ウ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

いじめ被害の届出及び相談を迅速・的確に受理するとともに、学校等と連携して被害少年及び保護者の意向を踏まえた対応に努めた。また、規範意識の醸成及びい

じめの未然防止を図るため、非行防止教室及び命の大切さを学ぶ教室を開催した。

(2) 今後の課題

ア 「非行少年を生まない社会づくり」の推進

関係機関・団体等との連携を強化し、地域社会全体で非行少年の立ち直り支援及び少年の規範意識の醸成を図るための取組を推進する必要がある。

イ 適正な少年事件捜査の推進

少年の健全育成を図るため、少年の特性に配慮した迅速かつ適正な少年事件捜査を推進する必要がある。

4 少年の保護総合対策の推進

(1) 推進状況

ア 児童虐待への対応における取組の強化

児童虐待に係る情報共有に関して児童相談所との連携を強化し、児童の安全確保を最優先とする対応を推進した。

イ 児童ポルノ事犯を始めとする悪質性の高い福祉犯の取締りと児童の保護の推進

悪質性の高い福祉犯の取締り及びサイバー補導^(注)の推進により、児童の保護並びに被害の未然防止及び拡大防止を図った。

(注) サイバー補導とは、児童が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導することをいう。

ウ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

インターネットに起因する犯罪被害を防止するため、学校等と連携し、少年及び保護者に対する非行防止教室を開催したほか、携帯販売店等と連携し、フィルタリング普及促進のための広報啓発を推進した。

(2) 今後の課題

ア 児童虐待への組織的な対応

増加傾向にある児童虐待事案に対し、児童相談所等との連携を強化し、虐待を受けた児童の早期保護を図る必要がある。

イ 福祉犯の取締りと有害環境浄化対策の推進

インターネットに起因する福祉犯被害を防止するため、福祉犯の取締りを強化するほか、携帯電話事業者、学校等と連携した広報啓発活動により少年の安全なインターネット利用を促進する必要がある。

重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙（刑事部）

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

県内の刑法犯認知件数は減少傾向が継続し、刑法犯の検挙率は上昇傾向にあるものの、依然として殺人、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗犯が相次いで発生しているほか、特殊詐欺については認知件数、被害額共に高水準で推移するなど、予断を許さない状況である。

また、暴力団情勢は、六代目山口組と神戸山口組が対立抗争状態にある中、任侠山口組が新たに指定暴力団に指定されるなど予断を許さない情勢が続いているほか、組織実態を隠蔽して企業活動・公共事業への不当介入や組織的に特殊詐欺を行うなど、社会経済情勢の変化に応じた資金獲得犯罪を敢行している状況である。

これら県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙して被害の拡大を防止するとともに、被害の早期回復を図るなど、県民の不安を解消することが強く求められている。

県民の期待に応えるため、適正捜査の推進や刑事訴訟法等の改正による新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の構築はもとより、捜査手法や取調べの高度化、初動捜査における客観証拠の収集、科学技術の活用、捜査支援分析体制の充実と活用等により、検挙力及び事態対処能力を強化しつつ、県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙し、県民の安全安心を確保する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 重要犯罪、特殊詐欺、暴力団犯罪等の県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

2 成果

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

平成30年中の重要犯罪^(注)の検挙率は91.0%と、前年より23.9ポイント上昇し、全国平均（84.5%）を上回った。

（注）重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

【重要犯罪検挙状況の推移】

区 分		年 別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
殺 人	検挙率(%)		125.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	80.0	110.0	100.0
	検挙件数(件)		5	5	6	3	11	6	10	4	11	8
	検挙人員(人)		4	5	6	3	10	5	13	2	7	9
強 盗	検挙率(%)		92.9	60.0	72.7	114.3	90.0	66.7	100.0	88.9	40.0	125.0
	検挙件数(件)		13	3	8	8	9	6	8	8	2	10
	検挙人員(人)		14	3	7	13	9	6	7	6	7	8
放 火	検挙率(%)		33.3	66.7	33.3	71.4	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	133.3
	検挙件数(件)		2	6	1	10	11	3	11	3	3	4
	検挙人員(人)		1	6	1	6	10	5	8	2	4	3
強制性交等	検挙率(%)		150.0	133.3	87.5	100.0	133.3	90.9	116.7	80.0	60.0	112.5
	検挙件数(件)		6	4	7	10	4	10	7	4	3	9
	検挙人員(人)		2	2	4	12	5	7	5	6	2	9
略取誘拐 ・ 人身売買	検挙率(%)		100.0	33.3	200.0	-	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0
	検挙件数(件)		2	1	2	-	1	-	-	4	3	4
	検挙人員(人)		-	-	5	-	1	-	-	2	2	4
強 制 わ い せ	検挙率(%)		91.7	91.3	68.9	72.9	70.9	90.5	69.1	105.9	58.7	72.2
	検挙件数(件)		22	21	31	35	39	57	38	36	27	26
	検挙人員(人)		15	14	12	17	16	12	11	24	16	17
合 計	検挙率(%)		92.6	83.3	74.3	80.5	82.4	89.1	82.2	98.3	67.1	91.0
	検挙件数(件)		50	40	55	66	75	82	74	59	49	61
	検挙人員(人)		36	30	35	51	51	35	44	42	38	50
全 国	検挙率(%)		64.5	62.8	64.0	65.8	63.3	68.2	72.3	76.6	80.3	84.5

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗犯の徹底検挙

平成30年中の重要窃盗犯^(注)の検挙率は64.2%と、前年より4.2ポイント低下したが、全国平均(60.0%)を上回った。

(注) 重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

【重要窃盗犯検挙状況の推移】

区 分		年 別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
侵 入 盗	検挙率(%)		49.8	38.8	48.6	65.6	49.1	59.8	61.1	71.6	68.8	64.9
	検挙件数(件)		501	383	446	535	430	568	570	491	416	323
	検挙人員(人)		85	77	89	100	93	122	110	112	94	76
自 動 車 盗	検挙率(%)		31.5	13.5	36.6	26.1	30.0	25.0	30.0	39.1	44.0	70.8
	検挙件数(件)		17	12	26	12	12	16	18	18	11	17
	検挙人員(人)		8	9	21	11	6	5	7	12	8	6
ひ っ た く り	検挙率(%)		38.9	-	20.0	30.8	69.2	28.6	66.7	71.4	110.0	60.0
	検挙件数(件)		7	-	1	4	9	2	4	5	11	3
	検挙人員(人)		4	-	-	1	3	2	4	4	3	3
す り	検挙率(%)		30.6	57.1	60.0	47.4	53.8	50.0	48.0	56.3	67.9	46.2
	検挙件数(件)		11	12	30	9	7	15	12	18	19	12
	検挙人員(人)		2	6	4	9	5	5	11	15	12	7
合 計	検挙率(%)		48.1	37.0	48.2	62.7	48.7	57.2	59.0	69.0	68.4	64.2
	検挙件数(件)		536	407	503	560	458	601	604	532	457	355
	検挙人員(人)		99	92	114	121	107	134	132	143	117	92
全 国	検挙率(%)		50.8	47.7	48.0	49.8	47.5	51.5	52.6	54.6	55.3	60.0

(2) 特殊詐欺の徹底検挙

平成30年中の特殊詐欺の検挙件数は45件、検挙人員は32人で、検挙件数は前年より2件（-4.3%）減少したものの、検挙人員は前年より4人（14.3%）増加した。

平成30年中は、特殊詐欺と同視し得る窃盗事件^(注)を初めて検挙した（検挙件数10件、検挙人員1人）。

（注）特殊詐欺と同視し得る窃盗事件とは、警察官、全国銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカードを準備させた上で、同キャッシュカードを窃取するもの。

【特殊詐欺実行犯・検挙状況の推移】

区分	年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
		件数	人員	件(人数)	率(%)								
特殊詐欺	件数	37	12	22	24	25	24	40	52	47	45	-2	-4.3
	人員	7	3	8	7	9	4	29	32	28	32	4	14.3
特殊詐欺と同視し得る窃盗事件	件数										10	10	
	人員										1	1	

(3) 暴力団犯罪の徹底検挙

平成30年中の暴力団犯罪の検挙件数は124件と、前年より48件（27.9%）減少した。

検挙人員は109人と、前年により24人（18.0%）減少した。暴力団構成員等が減少傾向にある中で、検挙人員は依然として100人を超える高い水準で推移している。

【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

罪種別	年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
		検挙件数	検挙人員										
総数	検挙件数	317	272	292	204	135	144	120	171	172	124	-48	-27.9
	検挙人員	152	119	121	83	91	105	106	126	133	109	-24	-18.0
暴行	検挙件数	14	9	9	6	5	14	4	10	12	9	-3	-25.0
	検挙人員	12	8	7	4	4	13	4	8	9	8	-1	-11.1
傷害	検挙件数	25	21	16	13	4	6	6	10	8	2	-6	-75.0
	検挙人員	28	22	18	13	6	5	6	10	7	3	-4	-57.1
恐喝	検挙件数	4	6	3	5	3	3	5	3	6	3	-3	-50.0
	検挙人員	3	7	3	4	3	6	4	7	4	4	±0	-
賭博	検挙件数	0	0	4	2	2	0	0	0	4	0	-4	-100.0
	検挙人員	1	0	6	2	9	0	0	0	13	4	-9	-69.2
窃盗	検挙件数	131	152	177	116	44	14	15	32	37	15	-22	-59.5
	検挙人員	21	25	23	19	8	7	8	12	14	6	-8	-57.1
その他 刑法犯	検挙件数	85	31	29	40	27	30	45	24	28	36	+8	+28.6
	検挙人員	45	22	25	27	31	23	48	33	28	37	+9	+32.1
覚醒剤	検挙件数	31	29	43	11	35	54	32	69	41	41	±0	-
	検挙人員	21	18	28	9	21	35	26	39	29	29	±0	-
銃刀法	検挙件数	1	3	0	0	2	0	2	0	3	1	-2	-66.7
	検挙人員	0	1	0	0	1	0	1	0	2	1	-1	-50.0
その他 特別法犯	検挙件数	26	21	11	11	13	23	11	23	33	17	-16	-48.5
	検挙人員	21	16	11	5	8	16	9	17	27	17	-10	-37.0

3 今後の課題

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 未解決重要事件の検挙の推進

未解決重要事件の被疑者検挙に向け、更なる情報収集及び捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、日々進歩する科学技術の活用を検討する必要がある。

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

盗品捜査等を推進して被疑者の割り出しに努めるとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、重要窃盗犯の検挙を推進する必要がある。

(2) 特殊詐欺の徹底検挙

特殊詐欺の被害認知時には、受け子^(注)等の検挙を徹底するとともに、検挙した被疑者の供述、押収資料の分析、警察全部門における情報収集等を徹底し、警察の総合力を発揮して犯行グループの実態を解明の上、上位被疑者の検挙及び犯行拠点の摘発を行う必要がある。

(注) 受け子とは、被害者の自宅等に現金等を受け取りに行く役割の被疑者をいう。

(3) 暴力団犯罪の徹底検挙

暴力団犯罪の徹底検挙、情報収集活動及び警戒活動の徹底、暴力団対策法^(注)の効果的運用等、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層強力に推進する必要がある。

(注) 暴力団対策法とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律をいう。

重点推進事項の検証

1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

平成30年中の罪種別の検挙率^(注1)を見ると、殺人は100.0%、強盗は125.0%、放火は133.3%、強制性交等は112.5%、略取誘拐・人身売買は100.0%、強制わいせつは72.2%であった。

平成30年中の検挙事例

- 能美市内における殺人・死体遺棄事件（3月検挙：大聖寺警察署）
自営業の男（45）は、海岸において男性（37）の頭部をハンマー様のものでもって殴打して殺害し、土中に死体を遺棄した。
- 金沢市役所における無差別刺傷事件（3月検挙：金沢中警察署）
無職の男（33）は、金沢市役所内において、職員4人に対し、包丁で突き刺すなどして殺害しようとした。
- 金沢市内における行方不明女性殺人・死体遺棄事件（10月検挙：金沢西警察署等合同捜査本部）
飲食店従業員の男（44）ら4人は、共謀の上、経営者女性（30）の頸部を紐様のものでもって絞めて殺害し、土中に死体を遺棄した。
- 金沢市内における強盗殺人事件（11月検挙：金沢東警察署）
無職の男（23）は、祖父（71）の頸部を紐様のものでもって絞めて殺害した。

イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

平成30年中の住宅を対象とした重要窃盗犯の検挙率を手口別に見ると、空き巣^(注2)は58.8%、忍込み^(注3)は20.0%、居空き^(注4)は35.7%であった。

(注1) 検挙率は、認知件数に対する検挙件数の割合を次のとおり計算して百分比で表したものをいい、100%を超えることもある。

$$\frac{\text{検挙件数（当該年以前の認知事件の検挙を含む。）}}{\text{当該年の認知件数}} \times 100$$

(注2) 空き巣とは、家人等が不在の住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

(注3) 忍込みとは、夜間家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

(注4) 居空きとは、家人等が在宅し、昼寝、食事等をしている際に住宅の屋内に侵入し、金品を窃取するものをいう。

【住宅対象重要窃盗犯検挙状況の推移】

区分		年別									
		平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
空 き 巣	検挙率(%)	64.6	45.3	39.8	54.2	59.7	71.1	78.6	64.0	44.3	58.8
	検挙件数(件)	212	189	135	156	187	236	232	130	85	90
	検挙人員(人)	25	23	31	21	28	33	24	28	19	21
忍 込 み	検挙率(%)	42.8	24.4	30.4	70.6	12.8	26.8	35.4	98.9	107.1	20.0
	検挙件数(件)	80	30	45	60	20	34	62	182	165	17
	検挙人員(人)	6	5	2	5	6	6	4	6	7	8
居 空 き	検挙率(%)	52.9	66.7	26.3	34.8	21.1	52.9	57.1	100.0	58.8	35.7
	検挙件数(件)	9	16	5	8	4	9	8	12	10	5
	検挙人員(人)	3	9	1	4	2	2	2	4	5	2

平成30年中の検挙事例

- 建設会社事務所等を対象とした広域連続窃盗（金庫破り等）事件（2月検挙：石川（金沢中・白山警察署）等9県合同捜査本部）
無職の男（24）ら3人は、2府13県下において建設会社事務所等を対象とした金庫破り等事件を繰り返した。
- 給油所対象の窃盗（金庫破り）事件（9月検挙：羽咋・津幡警察署）
建設作業員の男（22）ら4人は、かほく市内等の給油所に侵入して金庫等を窃取する事件を繰り返した。
- 窃盗常習者による窃盗（空き巣）事件（11月検挙：金沢東警察署）
無職の男（54）は、金沢市内のマンションの高層階に侵入し、金品を窃取した。

ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件、人質立てこもり事件等の発生に備え、被害者の安全確保及び被疑者の検挙のための初動捜査訓練等を反復実施し、練度向上に努めた。

(2) 今後の課題

ア 未解決重要事件の検挙の推進

- 金沢市久安地内における独身男性殺人事件
（平成20年6月30日捜査本部設置：捜査第一課、金沢中警察署）
- ローソン加賀桑原町店における強盗殺人事件
（平成22年11月3日捜査本部設置：捜査第一課、大聖寺警察署）

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

警察本部と警察署が連携を強化し、発生状況の分析等により、被疑者の早期割り出し等を推進する必要がある。

2 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

特殊詐欺の実行犯を検挙するとともに、犯行拠点を摘発し、犯行グループを検挙するなどした結果、平成30年の認知件数は61件、被害額は約1億6,800万円と、それぞれ前年より44件、約1,000万円減少した。

平成30年中の検挙事例

- 名義貸しトラブルの解決金名目の架空請求詐欺未遂事件（6月検挙：石川県警察本部等5県合同捜査本部）
無職の男（36）ら7人は、証券購入に関する名義貸しトラブルの解決金名目で、高齢女性から現金をだまし取ろうとした。
- 警察官をかたる口座被害名目のオレオレ詐欺未遂事件（6月検挙：津幡警察署）
無職の少年（19）は、警察官をかたり、口座被害による保険申請名目でキャッシュカードをだまし取ろうとした。
- ギャンブルによる損失補填名目の関西圏誘き出し型のオレオレ詐欺未遂事件（6月検挙：白山警察署）
無職の男（37）ら2人は、息子をかたり、ギャンブルによる損失補填名目で女性からキャッシュカードをだまし取ろうとした。
- 荷物の誤送付による小切手遺失名目のオレオレ詐欺事件（9月検挙：金沢中警察署）
外国人の少年（18）は、息子の関係者をかたり、高齢男性から現金100万円をだまし取った。

イ 犯行ツール対策の推進

平成30年中の助長犯罪^(注)の検挙件数は39件、検挙人員は24人と、それぞれ前年より9件、21人減少した。

(注) 助長犯罪とは、預貯金口座や携帯電話の不正な売買等、特殊詐欺を助長する犯罪をいう。

【助長犯罪の種別検挙状況の推移】

種別	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
助長犯罪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗品等譲り受け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
口座詐欺	36	25	8	5	7	3	9	6	21	15	24	12	25	13	7	8	9	9	14	8
犯収法（金融機関本人確認法）	14	10	5	5	21	12	18	14	19	16	18	12	11	6	19	14	37	33	24	15
携帯電話端末詐欺	6	2	2	1	1	2	2	1	7	3	10	5	4	1	0	0	2	3	1	1
携帯電話不正利用防止法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
合計	56	37	15	11	29	17	29	21	47	34	53	30	41	21	27	22	48	45	39	24

ウ 政治的・構造的不正の追及の強化

政治情勢、地域・業界に内在する利権構造等の実態を的確に把握し、石川県発注の公共事業をめぐる談合事件を検挙した。

平成30年中の検挙事例

- 石川県発注の保守点検業務をめぐる談合事件（2月検挙：捜査第二課）
建設業者の代表取締役（60）は、石川県が発注した指名競争入札において、自社が有利な価格で落札するため、他の建設業者7社の担当者らとともに談合した。

(2) 今後の課題

ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

新たな手口に即応するため、官民一体となった被害の早期把握態勢を構築するとともに、部門間の垣根を越えて特殊詐欺犯行グループの情報を収集していく必要がある。

イ 犯行ツール対策の推進

犯行グループを弱体化させるため、携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断するとともに、特殊詐欺に係る被害届及び被害相談の受理時には、犯行使用電話の契約者確認及び各種解約依頼、警告電話の積極的な実施等を迅

速かつ確実にいき、無力化措置を徹底する。

また、携帯電話事業者に情報を提供し、役務の提供を拒否させる働き掛けを積極的に行うとともに、契約時に本人確認を行わずに犯行グループに携帯電話を貸与する悪質なレンタル携帯電話事業者の検挙を推進する。

ウ 政治的・構造的不正の追及の強化

地域の利権構造等の実態を的確に把握した上で、知能犯に対する情報収集力を強化し、検挙力を維持・向上させていく必要がある。

3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 暴力団犯罪の徹底検挙及び暴力団排除活動の推進

各種法令の適用により、六代目山口組傘下組織組長、幹部等を検挙した。

また、石川県暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定に当たり、暴力団事務所の新設及び運営禁止区域の拡大、暴力団排除特別強化地域の新設等、県民の安全安心に直結する暴力団資金源対策等を盛り込んだ。

また、企業・団体に対して寸劇を活用した暴力団排除講習を実施するなど、地域・職域からの暴力団排除活動を推進した。

平成30年中の検挙事例

- 暴力団組長らによる風営法違反（無届け・禁止区域営業）事件（1月検挙：金沢中・金沢西警察署、組織犯罪対策課）
六代目山口組傘下組織組長（69）らは、無届けで法令により禁止されている区域内のアパート1室において、違法な性的サービスを提供する風俗営業を営んだ。
- 暴力団組長らによる恐喝事件（6月検挙：金沢中警察署、組織犯罪対策課）
三代目弘道会傘下組織組長（54）らは、金沢市内飲食店経営者から用心棒代名目で現金15万円を脅し取った。
- 暴力団幹部による詐欺（貸借権）事件（11月検挙：金沢中・金沢東警察署）
六代目山口組傘下組織幹部（59）らは、金沢市内に所在するアパート一室の賃貸借契約に関し、暴力団員であることを秘し、暴力団排除条項が規定されている賃貸借契約を締結し、貸借権を不正に取得した。

イ 薬物犯罪の徹底検挙

平成30年中の全薬物事犯の検挙人員は75人と、前年より5人（7.1%）増加した。

このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は49人、大麻事犯の検挙人員は23人であった。

また、各種広報媒体やスポーツイベント等を通じて、薬物乱用防止に向けた啓発活動を推進した。

【薬物事犯の検挙状況の推移】

罪種別	年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
		検挙件数	検挙人員										
総数	検挙件数	75	77	83	76	107	111	119	153	104	104	±0	-
	検挙人員	58	53	56	61	71	81	81	91	70	75	+5	+7.1
覚醒剤	検挙件数	57	60	75	51	92	95	88	114	83	68	-15	-18.1
	検挙人員	47	44	53	43	63	68	65	72	59	49	-10	-16.9
大麻	検挙件数	15	12	6	18	12	7	11	26	12	31	+19	+158.3
	検挙人員	9	7	2	16	7	6	6	16	8	23	+15	+187.5
麻薬等	検挙件数	3	5	2	7	3	4	10	9	6	5	-1	-16.7
	検挙人員	2	2	1	2	1	3	6	3	3	3	±0	-
指定薬物	検挙件数						5	10	4	3	0	-3	-100.0
	検挙人員						4	4	0	0	0	±0	-

平成30年中の検挙事例

- ベトナム人技能実習生による大麻栽培事件（8月検挙：白山警察署）
技能実習生として来日したベトナム人の男（22）ら3人は、白山市内の住居アパート内で大麻草を栽培した。
- アルバイトの男による覚せい剤取締法違反（広告の制限）事件（8月検挙：金沢西警察署、組織犯罪対策課）
アルバイトの男（41）は、インターネット上の掲示板に、覚醒剤の密売情報を投稿し、不特定多数の人が閲覧可能な状態にした。
- 覚醒剤前歴者による組織的覚醒剤密売事件（9月検挙：金沢中・金沢東・津幡警察署、組織犯罪対策課）
覚醒剤前歴者の男（43）らは、金沢市内等において、覚醒剤を有償で譲り渡すなど、多数の顧客に対して覚醒剤を密売した。

ウ 銃器犯罪の徹底検挙

平成30年中は、旧軍用拳銃等9丁を押収した。

【拳銃押収丁数の推移】

年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減
拳銃押収(丁)	10	4	5	5	0	1	5	3	9	9	±0

エ 国際犯罪の徹底検挙

平成30年中の来日外国人^(注)犯罪の検挙人員は40人と、前年より19人（90.5%）増加した。

(注) 来日外国人とは、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

【来日外国人検挙状況の推移】

罪種別	年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
		件(人数)	率(%)										
総数	検挙件数	63	41	48	68	62	76	135	68	48	62	+14	+29.2
	検挙人員	61	40	46	20	27	39	39	28	21	40	+19	+90.5
刑法犯	検挙件数	41	19	35	32	42	55	121	56	41	51	+10	+24.4
	検挙人員	39	25	36	15	15	26	21	20	14	30	+16	+114.3
特別法犯	検挙件数	22	22	13	36	20	21	14	12	7	11	+4	+57.1
	検挙人員	22	15	10	5	12	13	18	8	7	10	+3	+42.9

平成30年中の検挙事例

- 中国人による医師法違反（地下病院）事件（7月検挙：金沢西・金沢中警察署、組織犯罪対策課）
中国人の女（33）ら6人は、医師免許がないのに、金沢市内のホテルやラウンジにおいて、美容整形の医療行為を行った。

(2) 今後の課題

ア 不透明化する暴力団組織及び関係企業等の実態解明、多様化する資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪による資金源対策等を推進するとともに、暴力団対策法及び改正暴力団排除条例を効果的に運用するなど、社会全体による暴力団排除活動を推進する必要がある。

イ 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物の乱用を防止するため、関係機関と連携し、徹底した取締り及び積極的な広報啓発活動を推進する必要がある。

特に、若年層を中心とした大麻犯罪の検挙が増加傾向にあるため、引き続き、その動向を注視する必要がある。

ウ 来日外国人犯罪に的確に対応するため、情報の収集・分析等による実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪の徹底検挙、犯罪インフラ事犯の取締り等を推進する必要がある。

4 検挙力の強化

(1) 推進状況

ア 初動捜査における迅速・的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

(ア) 現場鑑識活動による客観的証拠資料の採取状況

平成30年中の現場指掌紋採取件数は2,609件と、前年より51件（1.9%）減少した。

現場指掌紋による確認件数^(注)は251件と、前年より29件（10.4%）減少した。

(注) 確認件数とは、犯罪現場等から採取した指掌紋が被疑者に符合した事件数をいう。

【現場指掌紋採取の推移】

年別 区分	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増 減	
											件数	率(%)
採取件数	4,144	2,560	2,943	3,181	2,958	2,839	3,042	2,816	2,660	2,609	-51	-1.9
確認件数	201	172	265	286	320	333	355	321	280	251	-29	-10.4

(イ) 鑑識活動による検挙事件等

犯行使用車両から採取した指紋により、殺人・死体遺棄事件の被疑者を割り出したほか、犯行場所であるホテルの室内から採取した指掌紋により、被疑者を割り出して強盗事件の検挙に貢献した。

(ウ) 取組事例

警察学校入校者、初任科生等に対して実戦的鑑識教養を実施したほか、捜査員及び地域課員を対象とした巡回教養等を実施して鑑識技能の底上げを図った。

また、鑑識技術等の向上を目指して鑑識業務研究発表会、現場鑑識競技会及び似顔絵講習会を開催するなどして、捜査員等の技術向上を図った。



【現場鑑識競技会の実施状況】

このほか、行方不明者の捜索、侵入盗現場等へ囑託警察犬を積極的に派遣し、効果を上げた。

イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するため、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術を活用するとともに、科学捜査研究所等による捜査支援を推進するなど科学的捜査支援体制の強化を図った。

ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

令和元年6月までに全面施行される取調べの録音・録画制度を見据え、対象の取調べについて原則全過程の録音・録画の実施を徹底したほか、取調べ指導官等を中心とした実戦的教養訓練を行い、取調べの高度化を図った。

エ 効果的な捜査支援の推進

犯罪関連情報等の活用による被疑者の割り出し、犯罪者プロファイリングによる事件情報分析、犯人像推定等を行うなどの捜査支援分析業務を推進した。

オ 適正な検視業務の徹底

平成30年中の検視官の臨場率は95.3%と、前年より2.2ポイント下降したものの、高い臨場率を維持し、犯罪死の見逃し防止に努めた。

また、死因究明のため、各警察署の検視担当者等に対する巡回教養、画像（CT）検査・薬物検査キット等の積極的な活用を推進した。

【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

区分 \ 年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	前年比
県下の死体取扱数	1,267	1,362	1,351	1,360	1,304	1,253	1,280	1,235	1,306	1,331	25
検視官死体取扱数	466	759	1,072	1,128	1,116	1,123	1,222	1,202	1,273	1,268	-5
臨場率（%）	36.8	55.7	79.3	82.9	85.6	89.6	95.5	97.3	97.5	95.3	-2.2

(2) 今後の課題

ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

(ア) 客観証拠を重視した捜査の確立

否認事件の増加等を受け、刑事裁判における客観証拠の重要性はますます高まっていることから、十分な現場臨場体制及び鑑定体制の確立並びに採取技術の向上に資するため、鑑識業務で使用する装備資器材等の取扱要領の周知を図るとともに、鑑識専務員^(注1)及び鑑識代行員^(注2)等の鑑識技能・知識の向上を目指し、実戦的な教養を含む各種教養を積極的に推進する必要がある。

また、現場指掌紋の確認件数及び確認率の向上並びにDNA型鑑定資料の採取及びDNA型登録を積極的に推進する必要がある。

(注1) 鑑識専務員とは、鑑識技能や知識が優れている鑑識業務の専従員であり、警察本部鑑識課、警察署の刑事課又は生活安全刑事課に配属されている。

(注2) 鑑識代行員とは、鑑識専務員の不在等の際に鑑識業務を代行して行い、または鑑識専務員とともに現場において現場鑑識活動に当たる警察官のことをいい、警察署で勤務する刑事や生活安全部門の捜査員のほか制服の地域警察官も含まれている。

(イ) 採取資料の適正な保管・管理の徹底

犯罪現場から採取した資料の紛失・滅失・混同を防止するため、引き続き適正な保管・管理を徹底する必要がある。

イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

近年の複雑かつ多様化する犯罪に対応するため、捜査支援体制の更なる整備・強化の推進に努めるとともに、採取・収集された捜査資料を速やかに科学捜査研究所へ鑑定嘱託するなど科学技術の有効活用を図る必要がある。

ウ 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査の推進

令和元年6月までに全面施行される新たな刑事司法制度等に対応するため、引き続き取調べの高度化を図るほか、通信傍受の有効かつ適正な実施を推進する必要がある。

エ 各種捜査情報の分析支援の効果的推進

犯罪者プロファイリング及び情報分析支援システムの活用を一層推進するとともに、高度化する捜査支援分析業務に対応した人的基盤の強化を図る必要がある。

オ 適正な検視業務の推進

検視官が適切に検視現場へ臨場するとともに、警察署検視担当者の実務能力の向上に向けた取組を継続する必要がある。

重点目標 5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現 (交通部)

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

県内の交通事故は、平成18年以降、発生件数、負傷者数ともに減少傾向にあり、死者数については増減を繰り返しているものの、平成30年中は、前年を下回る28人となり、2年連続で交通事故の統計データのある昭和31年以降、最少となるなど、交通事故情勢は一定の改善が認められる。

また、「第10次石川県交通安全計画」に掲げる「平成32年までに年間の死者数を40人以下、死傷者数を3,400人以下とする」という目標は達成できたものの、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が依然として高い水準で推移しているほか、交通事故の多くが、前方不注意等の基本的な交通ルールを遵守していないことによるものであるなど、更なる死傷者数の減少を目指すためには、なお多くの課題を有している状況にある。

このような情勢に対処するためには、超高齢社会を見据えた個々の特性に応じた交通安全教育や交通事故分析に基づく交通指導取締りなど、従来の施策を深化させつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな交通事故抑止対策を強化するとともに、関係機関・団体等はもとより、県民一人一人の理解と協力を得て、社会が一丸となった交通安全対策を講じていく必要がある。

また、交通事故の発生状況や道路整備、商業施設の新設等の交通事情の変化に対応するため、地域住民や道路利用者等の理解を得ながら、常に点検・見直しを図り、適時適切な交通規制を実施することに加え、道路管理者、関係機関・団体等と密接に連携し、信号機や道路標識等の交通安全施設の整備、生活道路における速度抑制対策等を計画的に推進することにより、安全で円滑な交通環境を実現する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して、地域の実態に即した、きめ細かな交通事故抑止対策を推進するとともに、交通情勢の変化を的確に把握して、安全で円滑な交通環境を実現する。

2 成果

交通事故の発生件数及び負傷者数は、平成18年以降13年連続で減少した。

交通事故死者数は、昨年に続き、2年連続で統計データのある昭和31年以降の最少を記録した。

【交通事故発生件数・死傷者数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	昭47	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増 減	
													件(人)数	率(%)
発生件数(件)		8,532	6,320	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	3,541	3,198	2,642	-556	-17.4
死傷者数(人)		11,908	7,710	7,287	6,721	6,186	5,599	4,901	4,538	4,198	3,765	3,113	-652	-17.3
死者数(人)		183	54	64	44	44	61	55	46	48	34	28	-6	-17.6
負傷者数(人)		11,725	7,656	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	4,150	3,731	3,085	-646	-17.3

※ 昭和47年の交通事故死者数183人は昭和31年以降で最多

3 今後の課題

平成30年中の交通事故死者数は統計データのある昭和31年以降で最少となり、死傷者数についても第10次石川県交通安全計画^(注)に掲げる3,400人以下の目標を2年前倒して達成したものの、死者数全体に占める高齢者の割合が依然として高水準で推移しており、更なる減少を目指していくためには、地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を推進するとともに、「人優先」の交通安全思想の普及と浸透に向けて、地域社会が一体となった交通安全対策を強化していく必要がある。

(注) 第10次石川県交通安全計画とは、県が交通安全対策基本法に基づき、平成28年から平成32年までの5年間に講ずべき交通安全に対する施策の大綱を定めたものであり、「平成32年までに年間の交通事故死者数40人以下、死傷者数を3,400人以下」の目標を掲げている。

重点推進事項の検証

1 交通死亡事故等抑止対策の推進

(1) 推進状況

ア 高齢者の交通事故防止対策の推進

(ア) 歩行中・自転車乗用中の高齢者対策の推進

各種シミュレーター等の教育機材を積極的に活用し、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進したほか、関係機関・団体等と連携し、家庭訪問、街頭キャンペーン等による反射材の直接貼付及び交通事故に遭うおそれのある高齢者を発見した際の保護誘導活動を推進した。

(イ) 高齢運転者対策の推進

ドライブレコーダー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、自動車販売店等と連携して安全運転サポート車^(注)の普及啓発を推進したほか、高齢者自身及びその家族の心情に配慮しながら、臨時認知機能検査や同検査に関する相談等の適切な運用に努めた。

また、運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援施策の拡充について、自治体等に継続して働き掛けるとともに、自主返納制度の周知に努めた。

(注) 安全運転サポート車とは、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された自動車をいう。

【高齢者の交通事故死者数等の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	人数	率(%)
交通事故死者数(人)	54	64	44	44	61	55	46	48	34	28	-6	-17.6
高齢者の交通事故死者数(人)	21	40	25	32	34	35	33	28	22	20	-2	-9.1
交通事故死者数全体に占める高齢者の割合【県内】(%)	38.9	62.5	56.8	72.7	55.7	63.6	71.7	58.3	64.7	71.4	—	—
交通事故死者数全体に占める高齢者の割合【全国】(%)	49.9	50.3	49.1	51.3	52.7	53.3	54.6	54.8	54.7	55.7	—	—

【運転免許証自主返納者の推移】

区分	年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増減	
												件数	率(%)
自主返納者		292	503	561	755	897	1,493	2,268	2,554	3,315	3,582	+267	+8.1
	うち65歳以上	276	486	535	708	868	1437	2162	2,448	3,218	3,499	+281	+8.7
	うち75歳以上	197	291	329	454	663	861	1257	1,506	2,385	2,815	+430	+18.0

イ 運転適性相談等の充実・強化

(ア) 運転適性相談の実施体制の充実等

運転適性相談窓口を周知するため、運転免許の更新窓口等における案内広報の掲示及び県警ウェブサイトを活用した情報発信を行うなど、運転適性相談を的確に推進した。

(イ) 専門性の高い職員の確保

担当者が医療・介護・福祉等に関する知識の習得に努めるとともに、必要に応じて医療系専門職員、臨床心理士の協力及び派遣を依頼した。

(ウ) 関係機関・団体との連携の更なる強化

地域包括支援センターに対し、相談窓口の周知及び利用者家族に対する積極的な相談の勧奨を依頼するなど連携強化に努めた。

(エ) プライバシーに配慮した個別聴取の実施

症状申告及び運転適性相談者への対応に際しては、相談室を利用し、プライバシーの保護に配慮した個別聴取を実施した。

ウ 交通事故分析の高度化及び分析の成果に基づく効果的な交通安全対策の推進

G I S ^(注)等を活用し、地域の実情及び季節・時間帯に応じた交通事故発生状況等を綿密に分析し、積極的な街頭活動、交通安全教育、交通事故多発路線での指導取締り等、各種交通事故抑止対策を推進した。

(注) G I S (Geographic Information System) とは、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析解析を円滑に行う仕組みをいう。

平成30年中の交通死亡事故の主な特徴

○ 高齢者(65歳以上)の死者の割合が高い	20人	前年比-2人	構成率71.4%
○ 交差点(付近を含む)での発生が多い	15人	前年比-2人	構成率53.6%
○ 夜間(日没~日の出)の事故が多い	14人	前年比-7人	構成率50.0%

エ 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

(ア) 道路管理者等と連携し、ネットワーク性及び安全性を確保した自転車の走行空間を整備するなど自転車通行環境の確立を推進した。

(イ) 学校、教育委員会等と連携し、自転車ルール・マナー検定、スタントマン等を活用した交通安全教室及び高校生交通安全フォーラム等を通じて自転車の交通ルールの周知に努めたほか、損害賠償責任保険の加入及びヘルメットの着用を促すなどの交通安全教育を推進した。

(ウ) 自転車の安全利用促進を図るため、関係機関・団体等と連携し、子供及び高齢者を対象とした自転車大会を開催したほか、車両運転者としての規範意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進した。

(エ) 毎月10、20、30日を自転車街頭指導の強化日に指定し、「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、悪質・危険な違反者に対する街頭指導を推進した。

【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件(人数)	率(%)
発生件数(件)	1,028	905	737	660	576	562	473	475	396	328	-68	-17.2
死者数(人)	8	10	5	5	8	8	6	9	3	3	±0	-
負傷者数(人)	1,030	902	736	659	568	558	466	464	388	324	-64	-16.5

【自転車運転者に対する指導警告件数の推移】

年 別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増 減	
											件 数	率(%)
指導警告件数(件)	27,310	22,739	18,917	20,504	12,047	6,387	5,163	4,364	3,712	4,608	+896	+24.1

オ 交通安全教育等の推進

(ア) 歩行者等の交通事故を防止するための交通安全教育の推進

- 幼児に対しては、幼稚園・保育所等と連携・協力し、視聴覚教材を活用するなど、基本的な交通ルール及び交通安全に関する知識等の習得が進むよう努めた。

また、児童に対しては、小学校等と連携を図りながら、安全に道路を通行するために必要な知識の習得及び行動の徹底のための交通安全教育を推進した。

- 運転者に対しては、「歩行者優先！チェック・ストップ・横断歩道^(注)」の取組を推進し、10月には歩行者事故防止運動を展開するなど、交通安全教育、街頭活動等を通じて、歩行者に対する保護意識の浸透に努めた。

(注)「歩行者優先！チェック・ストップ・横断歩道」とは、横断歩道における歩行者優先の広報啓発を強化するほか、指導取締り等の街頭活動や道路管理者と連携した環境整備を実施するなど、歩行者保護に向けた総合的な対策を推進する運動をいう（平成30年6月から実施）。

(イ) 薄暮時間帯及び夜間の交通事故防止に向けた交通安全教育等の推進

「ライトで照らせ『かがやき』運動」を展開し、歩行者には、反射材の視認効果を理解させる交通安全教育を実施し、反射材用品等の着用も呼び掛けた。

また、運転者には、薄暮時の早めのライト点灯及びハイビーム（上向きライト）の適切な活用を呼び掛けるなど、薄暮時間帯及び夜間の交通事故防止を図った。

(ウ) 飲酒運転に対する県民の規範意識の確立

飲酒運転の悪質性・危険性を周知する交通安全教育及び広報啓発活動を推進するとともに、地域及び職域における石川版ハンドルキーパー運動^(注)の普及啓発に努めるなど、飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識の確立を図った。

(注)石川版ハンドルキーパー運動とは、自動車で仲間と飲食店等に行く場合に、飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、同人が飲酒した仲間を安全に自宅や最寄りの駅まで送り届け、飲酒運転を防止する運動をいう（平成19年4月から実施）。

(エ) 被害軽減対策の推進

全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用が徹底されるよう、関係機関・団体及び事業所に協力依頼を実施したほか、交通安全教育及び広報啓発活動を推進した。

(オ) 運転中のスマートフォン等の使用の危険性の周知徹底

運転中のスマートフォン・携帯電話の使用が重大事故につながり得る極めて危険な行為であることについて、関係機関・団体等と連携して交通安全教育及び広報啓発活動を推進し、その周知に努めた。

(カ) 交通事故実態に関する情報発信及び関係団体等に対する支援

交通事故情報を積極的に提供・発信するほか、民間ボランティア、関係団体等に対して、交通安全教育に係る指導者の育成及び活動への支援に努めた。

カ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通事故分析結果を踏まえて策定した活動重点路線等において、速度超過、交差点関連違反（信号無視、一時不停止、横断歩行者妨害）等の交通事故に直結する違反を重点とした指導取締りを推進したほか、パトカー等による警戒・街頭活動を強化した。

【交通指導取締り件数の推移】

違反種別	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
速度超過	29,457	31,138	28,816	26,507	20,280	20,198	19,368	20,033	21,186	21,065	-121	-0.6
信号無視	4,658	4,420	3,741	5,194	3,777	4,844	5,031	5,465	4,960	3,856	-1104	-22.3
一時不停止	6,875	5,866	6,994	7,900	8,854	6,941	9,060	9,425	9,523	10,919	+1,396	14.7
横断歩行者妨害	137	237	336	416	276	396	417	253	299	687	+388	129.8
その他	67,161	60,528	63,057	60,227	61,044	78,413	53,433	52,975	52,549	51,206	-1,343	-2.6
合計	108,288	102,189	102,944	100,244	94,231	110,792	87,309	88,151	88,517	87,733	-784	-0.9

(イ) 飲酒・無免許運転等の取締りの一層の強化

強化期間を設けて強力に取締りを推進したほか、運転者への酒類提供等、飲酒運転を助長する行為及び交通事故を起こした飲酒運転者による飲酒運転の隠蔽行為（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪^(注)等）に対する捜査を徹底した。

(注) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪とは、アルコール等の影響で、運転上必要な注意を怠り死傷事故を起こした場合に、その影響の有無や程度の発覚を免れるために、追い飲みやアルコール等の濃度を減少させる行為をいう。

【飲酒・無免許運転周辺者及びアルコール等影響発覚免脱罪の検挙状況の推移】

違反種別	年別										増減		
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)	
飲酒	車両等提供罪	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	±0	-
	酒類提供罪	0	1	0	0	0	1	1	1	2	0	-2	-100.0
	同乗罪	1	0	3	9	2	5	3	4	5	0	-5	-100.0
無免許	車両等提供罪						3	0	2	1	1	±0	-
	同乗罪						4	0	2	3	1	-2	-66.7
免脱罪						0	3	2	6	4	-2	-33.3	

【飲酒運転による交通事故の推移】

種別	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件(人)数	率(%)
発生件数(件)	58	42	30	26	29	34	26	24	24	33	+9	+37.5
死者数(人)	4	3	2	0	0	1	1	2	2	1	-1	-0.5
負傷者数(人)	78	56	41	37	37	44	35	29	31	39	+8	+25.8

【無免許運転による交通事故の推移】

種別	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件(人)数	率(%)
発生件数(件)	22	13	12	10	14	10	12	13	10	5	-5	-50.0
死者数(人)	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	±0	-
負傷者数(人)	22	20	17	14	18	12	17	17	13	7	-6	-46.2

(ウ) 歩行者保護のための横断歩行者妨害違反の取締り強化

運転者に対して歩行者保護の意識付けを徹底するため、横断歩行者妨害違反の取締り強化期間及び重点路線を設けるなど、指導取締りを強化するとともに、歩行者に対しても正しい横断方法等、交通ルールの遵守を呼び掛けた。

(エ) いわゆるあおり運転等の取締り強化

上空のヘリと地上のパトカーの連携による空陸一体の指導取締りを導入し、北陸自動車道等における警戒を強化したほか、車間距離不保持、追越し違反、合図不履行等、いわゆるあおり運転につながる交通違反の指導取締りを強化した。

(オ) 携帯電話使用等違反の取締り強化

携帯電話又はスマートフォンを使用しながらの運転は、重大な交通事故につながる危険な行為であることから、自動車運転者のみならず、自転車利用者に対する指導取締りも強力に推進した。

キ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進

(ア) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

客観的証拠に基づく科学的な交通事故事件捜査を推進するとともに、重大事故発生時には、警察本部が指揮を行い、適正かつ綿密な初動捜査を推進した。

平成30年中の検挙事例

○ 自転車女性に対する重傷ひき逃げ事故（9月検挙：白山警察署）

アルバイト従業員の女（23）は、自転車横断帯を横断中の自転車女性と衝突し、重傷を負わせたが、処罰を免れるため逃走したものであり、目撃情報、防犯カメラ映像等から被疑車両を特定し、被疑者を検挙した。

○ 飲酒運転による重傷ひき逃げ事故（10月検挙：小松警察署）

非常勤講師の男（58）は、歩行者と衝突し重傷等を負わせたが、飲酒運転の発覚を免れるため逃走したものであり、被疑車両及び飲酒事実を特定し、過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱及びひき逃げで検挙した。

【危険運転致死傷罪適用一覧】

罪 名	年 別										増減
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	
酒・薬物の影響（運転困難）	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	±0
制 御 不 能 高 速 度	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	±0
運 転 技 能 未 熟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	±0
通 行 妨 害 目 的	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	+1
殊 更 信 号 無 視	0	1	0	1	2	2	0	1	0	2	+2
通 行 禁 止 道 路 進 行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	±0
酒・薬物の影響（運転支障）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	-1
一定の病気の影響（運転支障）	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	+1

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

罪 名	年 別		平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	増 減	
			平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
死 亡		発生	1	1	4	0	1	1	0	0	0	0	±0	±0
		検挙	1	1	4	0	1	1	0	0	0	0	±0	±0
重 傷		発生	4	6	7	7	7	3	5	3	6	4	-2	-33.3
		検挙	4	4	7	6	5	1	5	2	5	4	-1	-20.0
軽 傷		発生	26	19	15	16	27	19	31	31	22	20	-2	-9.1
		検挙	21	17	10	13	22	18	22	18	14	13	-1	-7.1
合 計		発生	31	26	26	23	35	23	36	34	28	24	-4	-14.3
		検挙	26	22	21	19	28	20	27	20	19	17	-2	-10.5

(イ) 組織的な被害者支援の促進

被害者等の心情及びニーズを的確に踏まえた支援の徹底を図ったほか、重大事故発生時の組織的な被害者支援を実施した。

ク 総合的な暴走族等対策の推進

暴走族の取締体制を構築し、共同危険行為を検挙するなど、取締りを強力に推進するとともに、関係機関・団体等と連携し、暴走族への加入阻止、車両の不正改造防止対策等を推進した。

ケ 悪質・危険運転者に係る的確な行政処分等の推進

(ア) 常習飲酒運転者対策の推進

必要に応じて、アルコール依存症に対する相談先の教示等、常習飲酒運転者対策を推進したほか、飲酒運転による取消処分者講習（114人）及び停止処分者講習における飲酒学級^(注)（29人）を実施した。

(注) 飲酒学級とは、飲酒運転により運転免許停止処分を受けた者に対して、アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト（AUDIT）等を用いて、飲酒運転の危険性について指導を行う学級編成をいう。

(イ) 迅速かつ確実な行政処分の推進

重大な交通事故を起こした運転者等を道路交通の場から早期に排除するため、違反登録に要する期間の短縮に努めたほか、運転免許の仮停止制度^(注)の積極的運用及び行政処分の長期未執行者に対する処分執行を推進した。

(注) 仮停止制度とは、一定の悪質重大な交通事故を起こした者について、発生場所を管轄する警察署長が交通事故を起こした日から起算して30日間、運転免許の効力を停止する制度（道路交通法第103条の2）をいう。

(ウ) 迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施

認知症等、運転に支障を生じさせるおそれのある一定の病気等が疑われる者に対する臨時適性検査等を的確に実施した。

【行政処分執行状況の推移】

区分		年別										増減	
		平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
取消処分 (件)	違反・事故	296	373	301	249	261	245	296	275	252	232	-20	-7.9
	一定の病気	15	9	9	26	29	65	86	108	95	69	-26	-27.4
	その他	11	9	4	4	1	8	5	7	5	4	-1	-20.0
停止処分 (件)	違反・事故	4,021	3,987	3,726	3,047	2,607	2,507	2,452	2,261	2,047	1,866	-181	-8.8
	一定の病気	9	14	11	16	23	43	80	92	94	85	-9	-9.6
	その他	15	12	21	14	7	6	7	15	7	3	-4	-57.1

※ 「その他」は、点数制度によらない処分（道路外致死傷、危険性帯有、重大違反唆し等）

コ 申請者等の立場に応じた的確な運転者施策の推進

(ア) 免許関係申請等の利便性の向上等

運転免許証の自主返納に係る代理人による申請の受付窓口を全警察署・庁舎に拡大するなど申請者の利便性向上等を図ったほか、免許手続の簡素化及び合理化を推進した。

(イ) 運転者教育の充実

更新時講習等において受講者の態様に合わせた講習を実施したほか、指定自動車教習所、指定講習機関等に対する指導監督に努めた。

(ウ) 外国人運転者対策の推進

外国運転免許に係る運転免許試験の一部免除制度の適切な運用に努めた。

(エ) 県民負担の軽減に向けた取組等の推進

各種免許関係事務の委託契約等に関して、競争性を確保しながら契約するなど県民負担の軽減及び教本の内容の充実を図った。

サ 関係団体及び交通関連事業者との連携と指導の強化

交通関係団体及び交通関連事業者との連携・指導を強化し、交通の安全及び円滑に資する活動を適正かつ積極的に実施した。

(2) 今後の課題

交通事故を更に減少させ、安全で安心な交通社会を実現するためには、交通社会の進展を見据えながら、地域の実態に即したきめ細かな交通事故抑止対策を深化させるとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等との連携・協働の下、「人優先」の交通安全思想の普及と浸透に向け、地域社会が一体となった交通安全対策を強化していく必要がある。

2 安全で円滑な交通環境の実現

(1) 推進状況

ア 交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進

国の社会資本整備重点計画^(注)に基づき、交通安全施設等整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進し、老朽化した施設等の維持管理・更新等に努めた。

(注) 社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的、効果的かつ効率的に推進する事業として法律で定めて推進している計画のことであり、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

イ 交通実態の変化等に即した交通規制及び道路使用許可業務の推進

道路整備、地域開発等による交通事情の変化を的確に把握し、交通事故の発生状況を勘案した上で、地域住民等の意見を踏まえ、最高速度、信号制御等の交通規制の見直しを実施したほか、各種イベント等の開催に当たっては個別の交通実態等に即したきめ細かな対策を推進した。

ウ 生活道路、通学路等における交通安全対策の推進

ゾーン30^(注)を整備するとともに、一時停止規制、信号灯器のLED化等を推進したほか、通学路については、自治体、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関と連携し、歩行者及び自転車利用者の安全確保を図った。

(注) ゾーン30とは、いわゆる生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通過交通の抑制等を図る対策をいう。

【信号灯器LED化の推進状況】

年度別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30
区分										
信号機総基数	2,257	2,274	2,290	2,312	2,326	2,338	2,351	2,359	2,365	2,374
うち LED化整備数	89	99	93	120	112	55	106	57	60	55
LED化整備総数	368	467	560	680	792	847	953	1,010	1,070	1,125
LED化率(%)	16.3	20.5	24.5	29.4	34.0	36.2	40.5	42.8	45.2	47.4

エ 高度道路交通システム(ITS^(注1))の推進

交通管理のため、現場急行支援システム（FAST^(注2)）、公共車両優先システム（PTPS^(注3)）、信号情報活用運転支援システム（TSPS^(注4)）等を効果的に運用するとともに、臨時交通規制情報の提供等、的確な交通情報の収集・提供を推進した。

（注1）ITS（Intelligent Transport Systems）とは、情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称であり、「安全・安心」「環境・効率」「快適・利便性」を目指すための取組をいう。

（注2）FAST（Fast Emergency Vehicle Preemption Systems）とは、緊急車両からの情報を光ビーコンで受信し、優先的に通行できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

（注3）PTPS（Public Transportation Priority Systems）とは、路線バスからの情報を光ビーコンで受信し、定時運行を確保できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

（注4）TSPS（Traffic Signal Prediction Systems）とは、カーナビが光ビーコンから取得した信号情報を用いて、信号交差点を円滑に通行するための運転を支援するシステムをいう。

オ 環境対策の推進

自動車からの二酸化炭素排出削減を図るため、交通状況に応じた信号運用及び交通規制の見直しのほか、エコドライブの広報啓発活動を推進した。

カ 総合的な駐車対策の推進

迷惑性の高い駐車違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、駐車監視員による放置車両確認事務の適切かつ円滑な運用及び悪質な使用者に対する責任追及を行ったほか、道路管理者、住民等と連携し、駐車規制の見直しを推進した。

【駐車違反取締り件数の推移】

違反種別	年 別										増 減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
駐 車 違 反 (件)	4,268	4,515	4,159	3,703	2,475	2,351	2,455	2,036	1,824	1,958	+134	+7.3

【放置違反金差押え滞納処分^(注)の推移】

年度別		平26		平27		平28		平29		平30	
件数(件)	人数(人)	6	6	2	2	6	6	8	8	14	10
金額(円)	延滞金(内数)(円)	129,100	(39,100)	38,100	(8,100)	152,100	(56,100)	166,000	(43,000)	300,700	(84,700)

（注）放置違反金の納付について、督促・納付期限後もなお支払わない場合に、財産の差押えなどによる強制徴収を行うこと。

キ 大規模災害に備えた交通対策の推進

(ア) 大規模災害に備えた各種訓練の実施

国道8号の雪害対応訓練等、関係機関と実践的訓練を実施し、相互の連携強化及び協力体制の確立を図った。

(イ) 災害に強い交通安全施設等の整備

災害発生時における安全で円滑な交通を確保するため、自動起動型信号機電源付加装置^(注1)及び可搬型発動発電機^(注2)の整備を推進した。

（注1）自動起動型信号機電源付加装置とは、停電検出時に発動発電機を自動的に起動し、交通信号機等へ応急的に電源を供給するものをいう。

（注2）可搬型発動発電機とは、持ち運び可能な非常用発電装置で、災害時や停電時に応急的に

電源を供給するものをいう。

ク 高速道路における諸対策の推進

道路管理者と連携して、交通事故実態に即した交通危険箇所の安全対策を推進したほか、いわゆるあおり運転等の危険で悪質な運転の防止等、高速道路の安全利用を促進する指導取締り及び広報啓発活動を推進した。

ケ 自動運転技術の進展を支援する取組の推進

自動走行システムの公道実験を行う実験主体に対してきめ細かな助言や指導を行うほか、道路使用許可の申請に対する適切な対応を行うなど、継続的な支援を推進した。

(2) 今後の課題

県民はもとより、国内外からの観光客等が交通事故に遭うことなく安全に移動できる歩行空間を確保し、「安全で安心して歩ける いしかわの道」を実現するためには、特に歩行者保護に着目した交通実態の把握及び改善に努め、歩行者の目線に立った交通規制等について、交通規制の見直しを含めて推進する必要がある。

重点目標 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進 (警備部)

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

世界各地において、現実に我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案等が発生していることから、今後も邦人がテロ等の被害に遭うことが懸念される。

これまでに、I S I L (いわゆる「イスラム国」)等は、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指ししており、これらテロ組織に共鳴する者が日本国内にも存在していることから、国内においてもI S I L等に影響を受けた者によるテロが発生する可能性は否定できない。また、殺人や爆弾テロ未遂等の罪で国際手配されていた者が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していた事実等が判明するなど、これらの事情に鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる。

国内においては、普天間基地の移設、原子力発電所の再稼働等の政権が進める諸施策や、領土問題等の各種社会問題を捉え、国内外の諸勢力が抗議行動等を活発化させており、それに伴う違法行為も発生しているほか、多数の機関・団体等においてサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生している。

さらに、我が国の周辺では、北朝鮮が核実験や弾道ミサイル発射を繰り返し行うなど軍事力を誇示する姿勢を見せているほか、尖閣諸島周辺海域で中国公船の出現が常態化し、我が国の領海に侵入を繰り返す事案が度々発生するなど、緊迫した事態が続いている。

このように、我が国の治安や安全保障に対する脅威はますます多様化していることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、テロ等重大事案を未然に防止するため、引き続き関連情報の収集・分析や違法行為の取締り、重要施設やソフトターゲットの警戒警備等の諸対策を推進するとともに、平成30年は、県内において「第17回日本スカウトジャンボリー」が開催されることから、これに伴う大規模警備にも万全を期す必要がある。

また、全国各地において地震や豪雨等による大規模災害が発生していることから、各種計画や関係規程の見直しを行うなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的かつ組織横断的に行うとともに、災害等への対処能力の向上を図るため、自治体等関係機関・団体との合同訓練を実施するほか、各種装備資機材の整備を進めるなど、自然災害を始めとする緊急事態への対応に万全を期す必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- テロを始めとする様々な脅威に対応するとともに、自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対処できるよう、諸対策を推進する。

2 成果

(1) 多様化する脅威への対応

多様化する脅威に的確に対応するため、テロ等につながる情報の収集・分析、重要施設及びソフトターゲットに対する警戒警備、官民連携の強化等、テロの未然防止に向けた諸対策を推進するとともに、各種部隊の実戦的な訓練等を反復実施し、対処能

力の向上を図った。

(2) 「第17回日本スカウトジャンボリー」警衛警備の完遂

平成30年8月、県内で開催された「第17回日本スカウトジャンボリー」において、関係機関・団体と緊密に連携して諸対策を推進するとともに、適切な部隊活動により、警衛警備を完遂した。

(3) 緊急事態対策の推進

大規模地震を想定した初動対応訓練の実施、関係機関・団体と連携した合同訓練等を通じ、自然災害等の緊急事態発生時における初動態勢の確立及び対処能力の向上を図った。

3 今後の課題

(1) 大規模警備を見据えた警備諸対策の推進

我が国の治安及び安全保障に対する脅威がますます多様化する中、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催も見据え、テロ等重大事案を未然に防止するため、引き続き関連情報の収集・分析、重要施設及びソフトターゲットの警戒警備、官民連携の深化等の諸対策を推進する必要がある。

(2) サイバー攻撃対策の推進

社会機能を麻痺させるサイバーテロ及び先端技術を窃取するサイバーインテリジェンスが世界的規模で頻発するなど、サイバー空間の脅威が深刻化していることから、民間事業者等との連携を更に強化し、サイバー攻撃の実態解明及び被害の未然・拡大防止を図るとともに、新たな情勢に対処するための対策を推進する必要がある。

(3) 緊急事態対策の持続的推進

自然災害等の緊急事態に備え、今後も訓練結果の検証及び組織横断的な検討を踏まえ、各種計画を不断に見直していくほか、関係機関・団体と緊密に連携し、実戦的な訓練を反復実施し、対処能力の向上を図るなど、危機管理体制の充実強化に向けた諸対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 多様化する脅威への対応

(1) 推進状況

ア 情報収集・分析の強化と違法行為の取締りの推進

(ア) 治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について幅広い情報収集・分析を行うとともに、各種警備実施及び重要施設の警戒警備を徹底した。

(イ) 北朝鮮による拉致容疑事案及び拉致の可能性を排除できない事案について、捜査・調査を推進したほか、不法滞在関連事犯の取締り及び不正輸出対策を推進した。

イ 官民一体となったテロ対策の推進

(ア) 行政機関、公共交通事業者、ライフライン事業者等91の関係機関・団体・事業者で構成する「いしかわテロ対策ネットワーク」を設立し、情報共有、通報連絡体制の確立等を図った。

(イ) 爆発物の原料となり得る化学物質等を取り扱っている薬局、ホームセンター等の店舗、業界団体、学校等を個別訪問し、管理強化の要請や不審情報の提供依頼

等の取組を推進した。

- (ウ) 旅館やインターネットカフェ、賃貸マンション等を営む事業者に加え、住宅宿泊事業者等に対しても、顧客に対する本人確認の徹底、不審情報の提供依頼等を行うなど、テロリスト等による悪用の防止を図った。
- (エ) 大規模集客施設、イベント会場等のソフトターゲットにおいて、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するとともに、制服警察官及びパトカーによる「見せる警戒」を実施するなどの諸対策を推進した。
- (オ) 深刻化するサイバー空間の脅威に対応するため、民間事業者等に対する個別訪問及びサイバーテロ対策協議会を通じて情報提供等を実施するなど、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止及び事案発生時における対処能力の向上を図った。

ウ 精強な警備部隊等による警戒警備の徹底

厳しいテロ情勢を踏まえ、志賀原子力発電所、空港等の重要施設、JR金沢駅等の公共交通機関における警戒警備を強化したほか、関係機関と連携し、テロリストの密入国等を想定した実戦的な訓練を行い、対処能力の向上を図った。



【銃器対策部隊の訓練状況】

(2) 今後の課題

国内外の情勢を正確に把握するため、治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、幅広い情報収集・分析を行うとともに、各種違法行為の取締り、重要施設等の警戒警備、官民連携の深化等、テロ等の未然防止に向けた諸対策を推進し、多様化する脅威に的確に対応していく必要がある。

2 緊急事態対策の推進

(1) 推進状況

ア 災害に係る危機管理体制の点検及び構築の持続的推進

東日本大震災の反省・教訓を踏まえて策定した規程及び各種計画につき、災害等の発生時に真に機能するよう、引き続き検証及び必要な改善に努めるなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図った。

イ 関係機関・団体との連携強化

平素から自治体等の関係機関・団体と情報共有を図るとともに、合同訓練の実施、防災訓練等への参加を通じて連絡体制の確立に努めるなど、連携強化に向けた諸対策を継続的に推進した。

ウ 緊急事態における対処能力の向上

自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう、警察職員に対する指導を徹底するとともに、初動対応訓練及び救出救助訓練等の実戦的な訓練を反復実施するなど、対処能力の向上を図った。



【埋没車両からの救出救助訓練】

(2) 今後の課題

近年、全国各地において、地震、豪雨等による大規模な自然災害が発生しており、今後もその発生が懸念されることから、自然災害等の緊急事態への対応に万全を期すため、各種計画、マニュアル等を不断に見直していく必要がある。

また、自治体等の関係機関・団体との連携を更に強化するとともに、警察職員に対する教養・訓練を反復実施し、初動態勢の確立及び対処能力の強化を図るなど、真に機能する危機管理体制を構築する必要がある。

重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進 (警務部)

〔重点目標の設定に至る背景と施策の方向性〕

各種治安上の課題を解決し、安全安心な暮らしを願う県民の期待に応えるためには、「強くしなやかな警察」の確立が必要であり、現場を第一に考え、時代や情勢の変化に応じた組織全体の体制・運営の在り方を見直すなど、業務の効率化を最適化するための取組を進めていくことが求められる。

あわせて、組織の人的構成の変化により、現場執行力の低下を招かぬよう、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、組織一丸となって若手警察職員に対する効果的な教養訓練を実践し、「若さ」を「強さ」に変える早期戦力化を推進するほか、ワークライフバランスの推進等により、男女を問わず職員の能力を最大限に発揮できる環境を整えなければならない。

また、警察活動の拠点である警察署等の整備をはじめ、装備資機材、情報通信システム等の充実を図り、組織の活動基盤を強化する必要がある。

加えて、高度情報化社会の進展や県民のライフスタイルの変化等により、警察事象や警察に対するニーズが一層多様化・複雑化している中、県民の立場に立った警察活動を推進するためには、職員一人一人が厳正な規律に裏打ちされた高い倫理観を保持し、適正に業務を推進することはもとより、警察安全相談や苦情に対して真摯に対応し、県民の声を警察行政に反映させるほか、きめ細かな被害者支援活動等を一層推進していく必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 業務の効率化の推進等及び組織の活動基盤強化により、警察力の更なる充実強化を図る。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

2 成果

(1) 警察力の充実強化

警察官としての能力と適性を有する優秀な人材を確保するため、体験型の就職説明会等各種募集活動を推進するとともに、若手警察官に対しては実践的総合訓練等を通じて、早期戦力化に努めた。

また、能美警察署を設置（寺井警察署を移転新築）し、警察力を強化した。

（平成30年10月22日運用開始）

(2) 県民の立場に立った警察活動の推進

複雑多岐にわたる警察安全相談への確に対応するため、職員を対象とした研修会を実施したほか、県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催し、関係機関・団体等との連携を強化した。

また、自治体及び関係機関・団体等と連携したきめ細かな被害者支援活動を推進した。

3 今後の課題

警察力の充実強化及び県民の立場に立った警察活動を推進するため、業務の効率化・高度化を推進、職員の仕事と生活の調和の実現、優秀な人材の確保等の取組を確実に継続しつつ、社会情勢の急速な変化に伴って絶えず生ずる新たな治安課題への確に対応できるように、着実に施策を進化させる必要がある。

重点推進事項の検証

1 警察力の充実強化

(1) 推進状況

ア 積極的かつ合理的な組織運営の推進

「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、更なる業務の合理化・実質化の推進、戦略的な人員の再配置等により、第一線の職員がその能力を最大限発揮できる環境を整えるとともに、各種治安課題への的確に対処すべく、限られた人員の効果的な運用に努めた。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

体験型の就職説明会、警察学校オープンキャンパスのほか、家族向けの就職説明会等を開催し、採用募集活動を推進した。

また、若手警察官50人を採用アドバイザー^(注)に指定したほか、SNS等を活用した情報発信により、警察官のやりがい及び魅力について積極的な広報を実施した。

(注)採用アドバイザーとは、出身大学、高校等の恩師、就職担当者への働き掛けや、後輩への受験勸奨、就職説明会への参加を通じて採用募集活動を行う者をいう。

【採用試験受験状況の推移】

区分	年別	平21	平22	平23	特別募集	平24	平25	平26	平27	特別募集	平28	平29	平30
警察官A	受験者	474人	556人	476人	134人	387人	337人	276人	311人	51人	279人	274人	221人
	合格者	60人	73人	75人	16人	65人	77人	80人	76人	6人	89人	58人	59人
	合格倍率	7.9	7.6	6.3	8.4	6.0	4.4	3.5	4.1	8.5	3.1	4.7	3.7
警察官B	受験者	235人	226人	198人	-	179人	212人	174人	173人	75人	200人	146人	141人
	合格者	22人	23人	27人	-	27人	43人	34人	46人	8人	37人	36人	23人
	合格倍率	10.7	9.8	7.3	-	6.6	4.9	5.1	3.8	7.8	5.4	4.1	6.1
合計	受験者	709人	782人	674人	134人	566人	549人	450人	484人	113人	479人	420人	362人
	合格者	82人	96人	102人	16人	92人	120人	114人	122人	14人	126人	94人	82人
	合格倍率	8.6	8.1	6.6	8.4	6.2	4.6	3.9	4.0	8.1	3.8	4.5	4.4
採用者数		73人	83人	81人	16人	78人	105人	101人	99人	13人	113人	75人	70人

ウ 適正な人事評価の推進

適正な人事評価に基づき、公正かつ的確に人事管理を行い、組織全体の士気高揚を図った。

エ 若手警察官の早期戦力化と幹部の指導力・指揮能力の向上

若手警察官の早期戦力化を図るため、実戦的総合訓練、技能指導官等による伝承教養を推進するとともに、当直指揮訓練、昇任予定者の捜査実務研修、教養担当者に対する研修会等により幹部の指導力・指揮能力の向上に努めた。

オ 現場執行力の強化に向けた計画的な術科訓練の推進

年間訓練目標及び昇段目標を設定し、術科訓練を計画的に推進したほか、装備資機材を活用した逮捕術訓練及び拳銃使用により犯人を制圧逮捕する実戦的な訓練について巡回指導等を行い、現場執行力の強化を図った。

カ ワークライフバランスの推進

「IP☆サポートプラン2016～石川県警察特定事業主行動計画～」に基づき、働き方の見直し及び仕事と子育ての両立支援のための施策を行うなど、男女を問わず勤務に制約がある職員を含む全ての職員が能力を十分に発揮できる職場環境を実現するため、幹部職員がイクボス宣言を行って「仕事と生活の調和推進リーダー」となり、ワークライフバランスの実現に向けた取組を推進するとともに、女性警察官の採用人材登用及び女性職員に対するキャリア形成支援を行うなど女性の活躍に向けた取組を推進した。

キ 警察施設の計画的整備

警察活動拠点である警察署及び交番について計画的な整備充実を図った。

- 能美警察署庁舎建設（平成30年9月完成）
- 金沢中警察署伏見橋交番建設（令和元年秋完成予定）
- 大聖寺警察署山中交番建設（令和元年秋完成予定）

ク 車両・装備資機材の着実な整備充実

現場執行力の強化を図るため、耐刃防護衣等の受傷事故防止用資機材、災害対策用資機材及びテロ対策用資機材を整備したほか、警察車両の更新整備を推進した。

ケ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティインシデントに関する実践的訓練等により情報セキュリティ対策の職員への浸透及び実効性の担保を図った。

また、給与支給明細等電子交付システムの構築等を行い、業務の効率化を図った。

コ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、効果的な巡回指導を通じて留置施設面会室等の点検・整備を行い適切な改善措置を図るとともに、公安委員会と留置担当官との懇談会やスキルアップ研修会を開催し、留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を実施するなどにより、適正な留置管理業務を推進した。

サ 組織的な健康管理対策の推進

ストレスチェックの実施及び結果に基づく職場環境の改善並びにストレスに関する講演会の開催等による心の健康づくりに取り組んだほか、生活習慣病等に係る個別指導及び各種研修会を開催するなど、組織的な健康管理対策を推進した。

(2) 今後の課題

ア 合理的な組織運営の推進と警察力の充実強化

現在の厳しい治安情勢及び絶えず社会情勢に的確に対処するため、引き続き業務の合理化・実質化を図り、ワークライフバランスを推進するとともに、現場執行力の強化及び警察力の充実強化を図る必要がある。

イ 警察官としての適正と意欲を有する優秀な人材の確保

創意工夫を凝らした採用募集活動を推進して、受験者の拡大及び競争倍率の向上を図り、警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材を確保する必要がある。

ウ 訓練指導員の育成及び指導力の向上

若手警察官の早期戦力化を推進するためには、現場を想定して行う実戦的総合訓練の継続実施が必要であり、その訓練効果を高めるために、巡回指導、研修会等を通じ、訓練指導員の育成及び指導力の向上を図る必要がある。

エ 実戦的な術科訓練の強化

最近発生している凶悪犯罪等の現場で的確に対処できる執行力を確保するため、最近の事案を踏まえた実戦的な術科訓練を強化する必要がある。

オ 車両・装備資機材の継続整備

現在の厳しい治安情勢及び社会情勢の変化に的確に対処するため、引き続き各種資機材の整備や機動力となる車両の整備を行い、警察力の充実強化を図る必要がある。

カ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

情報セキュリティポリシーの改善及び人材の整備充実を継続的に検討し、情報セキュリティ対策の強化を図る必要がある。

また、引き続き、警察情報管理システムを取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応する必要がある。

キ 適正な留置管理業務の推進

留置施設に対する効果的な巡回指導の強化、留置担当官に対する各種訓練、効果的な技能指導員の運用等、実践的な指導教養・訓練により、適正な留置管理業務を推進する。

ク 組織的な健康管理対策の継続による良好な職場環境づくりの推進

職員個々の実態に応じたきめ細かな健康管理対策を引き続き実施し、職員が健康で仕事に専念できる職場環境づくりを推進する必要がある。

2 県民の立場に立った警察活動の推進

(1) 推進状況

ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進

平成30年中の警察安全相談受理件数は31,430件と、前年より2,837件（9.9%）増加した。

また、警察安全相談担当者を対象とした研修会及び県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催した。

【警察安全相談等受理件数の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
警察安全相談件数	16,612	17,231	17,677	18,615	21,375	25,569	28,230	28,754	28,593	31,430	2,837	9.9

イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進

申し出のあった苦情については、厳正かつ客観的な調査を迅速に実施し、その果を速やかに申出者に通知するなど、適切な苦情対応に努めた。

また、苦情の原因、問題点等について調査・検証した結果を組織運営に反映させ、業務改善及び非違事案の防止を図った。

【苦情件数の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
苦情件数	26 (5)	25 (9)	20 (4)	60 (13)	74 (8)	29 (5)	34 (8)	38 (7)	46 (4)	21 (5)	-25	-54.3

注：() は内数で、公安委員会宛ての件数。

ウ 警察署協議会の効果的な運営

警察署の業務運営に民意を反映させるため、協議会で活発な議論がなされるよう配慮するとともに、委員から寄せられた意見・要望等に対して適切な対応を図るなど、警察署協議会の効果的な運営を推進した。

また、警察署の活動に理解及び協力が得られるよう、管内の治安情勢説明のほか、訓練等の視察や装備資機材等の紹介を行うなど、創意工夫を凝らした警察署協議会を開催した。

エ きめ細かな被害者支援活動の推進

平成30年中の被害者支援実施件数は220件と、前年より5件（2.3%）増加した。

関係機関・団体等との連携を図るため、石川被害者等支援連絡協議会を開催したほか、命の大切さを学ぶ教室の開催等、犯罪被害者等早期援助団体である石川被害者サポートセンターと連携した広報啓発活動を実施した。

【被害者支援実施件数の推移】

区分	年別										増減	
	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	件数	率(%)
被害者支援実施件数	218	325	249	249	298	287	260	274	215	220	5	2.3

オ 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進

凶悪事件等の被疑者の逮捕、子供や女性を犯罪から守る活動、特殊詐欺を未然に防止するためのキャンペーン、訪日外国人に対する取組等の広報素材を報道機関に提供するなど積極的な広報を推進した。

カ 適正な被疑者取調べ監督の推進

実効的な被疑者取調べの確認及び警察職員に対する指導教養を推進し、不適正な被疑者取調べの未然防止を図った。

キ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

年2回の業務監察における職員の応問により業務の問題点等を把握して監察の理念に即した監察を実施したほか、各種会議及び専科教養を通じて非違事案防止教養を実施した。

(2) 今後の課題

ア 警察安全相談の迅速的確な組織的対応

複雑多岐にわたる警察安全相談のうち、特に人身安全関連事案に関するもの又は人身安全関連事案に発展する可能性があるものを迅速かつ的確に見極め、組織的に対応する必要がある。

イ 警察署協議会の効果的な運営

地域住民の視点に立った警察活動が推進できるよう、警察署協議会において活発な議論が行われ、積極的な意見・要望・提言が行われるよう、引き続き効果的な運営に配慮する必要がある。

ウ きめ細かな被害者支援活動の推進

犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな被害者支援活動が行えるよう、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関・団体等との連携・協力を一層推進する必要がある。

エ 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進

犯罪及び交通事故の発生状況等の情報発信を迅速かつ的確に行うとともに、県民、観光客等が必要な情報を得られるよう、県警ウェブサイト等の内容の充実を図る必要がある。

オ 適正な被疑者取調べ監督の推進

不適正な被疑者取調べの未然防止を図るため、引き続き適正な被疑者取調べ監督を推進するとともに、職員に対する指導教養を継続実施する必要がある。

カ 監察の理念に即した業務改善の推進

監察の理念に即した監察及び非違事案の調査を通じて、非違事案の原因・背景となり得る業務の見直し及び改善を進め、職員が働きやすい職場環境を構築する必要がある。